

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 青色申告承認取消処分取消等請求事件  
国側当事者・国(津島税務署長)  
平成26年3月11日棄却・控訴

判 決

原告 甲  
同訴訟代理人弁護士 谷原 誠  
ほか別紙1代理人目録記載のとおり  
被告 国  
同代表者法務大臣 谷垣 禎一  
処分行政庁 津島税務署長  
田中 隆治  
被告指定代理人 竹内 京子  
ほか別紙1代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 津島税務署長が平成22年7月5日付けで原告に対してした平成19年分以降の所得税の青色申告の承認を取り消す旨の処分を取り消す。
- 2 津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成18年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額につき1309万6514円、税額につき還付金の額に相当する税額190万9973円を超える部分及び翌年へ繰り越す雑損失の金額につき1559万3835円を下回る部分を取り消す。
- 3 津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成19年分の所得税に係る更正処分のうち、総所得金額につき742万0204円(雑損失の繰越控除後の金額0円)、税額につき還付金の額に相当する税額162万9100円を超える部分及び翌年へ繰り越す雑損失の金額につき812万3631円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 4 津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成20年分の所得税に係る更正処分(平成22年12月1日付け異議決定により一部取り消された後のもの)のうち、総所得金額につき564万0096円(雑損失の繰越控除後の金額0円)、税額につき還付金の額に相当する税額341万1000円を超える部分及び翌年へ繰り越す雑損失の金額につき752万5835円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定処分(平成22年12月1日付け異議決定により一部取り消された後のもの)を取り消す。
- 5 津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成21年分の所得税に係る更

正処分のうち、総所得金額につき1294万5661円（雑損失の繰越控除後の金額541万9826円）、税額につき還付金の額に相当する税額430万5915円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

- 6 津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分（平成23年12月22日付け判決により一部取り消された後のもの）のうち、納付すべき消費税額5万6700円、地方消費税の納付すべき譲渡割額1万4100円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 7 津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額につき還付金の額に相当する税額15万2624円、地方消費税の納付すべき譲渡割額につき還付金の額に相当する税額3万8156円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 8 津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額4万2000円、地方消費税の納付すべき譲渡割額1万0500円を超える部分を取り消す。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、医師として勤務する傍ら不動産貸付業を営み、所得税について青色申告の承認を受け、所得税並びに消費税及び地方消費税の申告をしていたところ、津島税務署長から、所得税法148条1項に規定する帳簿書類の備付け、記録及び保存をしていないとして、青色申告の承認を取り消す旨の処分を受けるとともに、不動産所得に係る総収入金額及び必要経費の額にそれぞれ誤りがあり、適用した雑損控除の額にも誤りがあるなどとして、所得税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受け、更に、不動産所得に係る総収入金額の誤りに伴い消費税及び地方消費税の課税標準額にも誤りがあり、また、消費税法30条7項に規定する帳簿及び請求書等を保存しない場合に当たり課税仕入れに係る消費税額の控除は認められないなどとして、消費税及び地方消費税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受けたことについて、原告には青色申告の承認の取消事由はないし、原告の各申告の内容は適正であるから、津島税務署長の行った上記各処分は違法であるなどと主張して、これらの処分の取消しを求める事案である。

なお、本判決における略語は、文中記載のもののほか、別紙2略語一覧表の例による。

- 2 関係法令等の定め  
別紙3関係法令等の定め記載のとおり。
- 3 前提事実（当事者間に争いがないか、文中記載の証拠（枝番号の記載は省略することがある。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）
  - (1) 原告及びその親族
    - ア 原告は、勤務医であるとともに、不動産貸付業を営む者である。
    - イ 乙は、原告の妻であり、丙は、原告の子である。
  - (2) 原告の確定申告等
    - ア 原告は、昭和59年分以後の所得税について青色申告の承認を受け、不動産貸付業に係る不動産所得について、別表1のとおり、平成18年分ないし平成21年分（本件各年分）の所得税の確定申告書及び平成21年分については修正申告書を提出した。

なお、原告は、平成3年3月12日付けで乙を、平成20年3月17日付けで丙をそれぞれ原告の青色事業専従者として届け出た（甲10・3頁、甲11・5頁、弁論の全趣旨）。

イ 原告は、別表2のとおり、平成19年課税期間ないし平成21年課税期間（本件各課税期間）の消費税等の確定申告書を提出した。

なお、原告は、平成2年3月13日、同年1月1日から同年12月31日までの課税期間分以後の消費税等について、消費税法9条4項の規定に基づき、同条1項の適用を受けない旨の課税事業者選択届出書を提出し、その後、これをやめる旨の届出書を提出していない（甲10・3頁、弁論の全趣旨）。

ウ 本件各年分における原告の貸付物件の明細は、別表3のとおりである（以下、各物件を同表の「貸付物件」欄の記載に従い、「A物件」、「B物件」などといい、同表の全ての物件を併せて「本件各物件」という。）。

(3) 原告に対する青色申告の承認の取消処分及び更正処分等

ア 津島税務署長は、平成22年7月5日付けで、原告に対し、平成19年分以降の所得税の青色申告の承認を取り消す旨の処分（本件青色取消処分）をした。

イ 津島税務署長は、平成22年7月8日付けで、原告に対し、別表1のとおり、本件各年分に係る所得税の各更正処分及び平成19年分ないし平成21年分の所得税に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

ウ 津島税務署長は、平成22年7月8日付けで、原告に対し、別表2のとおり、本件各課税期間に係る消費税等の各更正処分並びに平成19年課税期間及び平成20年課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

(4) 本件調査及び本件異議調査の経緯

ア 津島税務署の担当職員は、平成21年9月2日から平成22年6月15日まで、原告の不動産所得及び雑損失について、税務調査を行った（以下「本件調査」という。乙10、弁論の全趣旨）。

イ 津島税務署の担当職員は、平成22年9月21日から同年11月15日まで、原告の異議申立てに係る調査をした（以下「本件異議調査」という。甲9、弁論の全趣旨）。

(5) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、平成22年9月1日付けで、津島税務署長に対し、前記(3)の各処分について異議申立てをした。津島税務署長は、平成22年12月1日付けで、本件青色取消処分について異議申立てを棄却するとともに、各更正処分等について別表1及び2のとおり異議決定をした。

イ 原告は、平成22年12月28日付けで、国税不服審判所長に対し、上記アの各異議決定について審査請求をした。国税不服審判所長は、平成23年12月22日付けで、本件青色取消処分について審査請求を棄却するとともに、各更正処分等について別表1及び2のとおり裁決をした。

ウ 原告は、平成24年6月20日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

4 本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

別紙4のとおり。

5 争点

本件の争点は、次の①ないし⑥のとおりである。

- ① 本件青色取消処分の適法性（争点1）
- ② 本件不動産貸付業に係る総収入金額（争点2）
- ③ 事業専従者控除の可否（争点3）
- ④ 事業専従者控除以外の必要経費の金額（争点4）
- ⑤ 平成18年分及び平成20年分の雑損控除の可否（争点5）
- ⑥ 消費税等に係る仕入税額控除の可否（争点6）

## 6 争点に対する当事者の主張

### (1) 争点1（本件青色取消処分の適法性）について

#### （被告の主張）

ア 所得税法150条1項によれば、青色申告の承認を受けた者が、同法143条に規定する業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存を同法148条1項（青色申告者の帳簿書類）に規定する財務省令（所得税法施行規則56条ないし64条）で定めるところにより行っていない場合、納税地の所轄税務署長は、帳簿書類の備付けが行われていない年にさかのぼって、上記の者について青色申告の承認を取り消すことができる（同法150条1項1号）。

また、所得税法148条1項は、青色申告の承認を受けている者は、財務省令で定めるところにより、同法143条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けて、これに不動産所得等の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない旨定めている。

そして、所得税法施行規則56条ないし64条によれば、青色申告者は、不動産所得の金額が正確に計算できるように、その不動産所得を生ずべき不動産等の貸付けに係る資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引について、正規の簿記の原則に従い、整然とかつ明瞭に記載し、その記録に基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないが、仕訳帳、総勘定元帳及びその他必要な帳簿を所定の要件に従って作成し、保存しなければならないものとされている。

イ 所得税法における青色申告制度は、適式な帳簿書類の備付け、取引の忠実な記載、当該帳簿書類の保存という3点を実行する者に対し各種の特典を与えることで、適正な記帳に基づく適正な確定申告を奨励するものであるから、青色申告の承認を受けた者に対しては、各種の特典を享受するに値するだけの実質を備えた相当程度丁寧な記帳が義務付けられている。したがって、青色申告の承認の根拠としての帳簿は、その記載のみによって所得を把握できる程度に正確であり、整然かつ明瞭なものでなければならず、その記録の性質上、所得の基因となる一切の取引を記載しなければならない。

そして、現金出納帳は、青色申告者が備え付けなければならない各帳簿の中で最も基本的なものであり、実質的に見て、不動産所得の金額が正確に計算できるよう必要な帳簿を備え、これに現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日々の残高を整然かつ明瞭に記載しなければならない（昭和42年8月31日大蔵省告示第112号。以下「大蔵省告示」という。）。また、現金以外の収入及び支出についても、現金の出納に準じて記載し、収入及び費用に関する事項については、それぞれ適宜な科目に区分し、それぞれの取引の年月日、事由、相手方（又は支払先）及び金額を記載することが求められる（大蔵省告示）。

ウ 上記イのとおり、青色申告者は、大蔵省告示の定める要件に従い、現金出納並びに収入及び費用に関する事項を帳簿に記載しなければならないところ、本件ノートには、そもそも、貸付物件ごとに原告が収入したとする金額及び支払ったとする金額が記載されているにす

ぎず、現金取引の年月日、事由、相手方又は支払先並びに金額及び日毎の残高等の現金出納に関する事項の全てが記載されているものではなく、しかも、多くの家事費や家事関連費が列挙して雑然と記載されていることから、本件ノートは所得税法148条1項に規定する帳簿書類に該当しない。

したがって、原告は、所得税法148条1項所定の財務省令で定めるところによる帳簿書類の備付け、記録及び保存をしていないから、同法150条1項1号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当する。

エ この点に関し、原告は、納税者が簡易簿記式を選択する場合には、仕訳帳や総勘定元帳は青色申告者が備え付けなければならないものではない旨主張する。しかしながら、いわゆる簡易帳簿による記帳による場合であっても、標準的な簡易帳簿として、①現金出納帳、②収入帳、③経費帳及び④固定資産台帳の作成が求められている。本件においては、本件ノートに日毎の現金残高の記載は一切なく、経費については、修繕費を表すと思料される項目に生活用食品や日用品等の家事費の支払が記載され、事業上必要な部分を明確に区分することが必要な家事関連費の区分も全くされていないから、明確な記載がされているとはいえない。したがって、仮に原告が簡易簿記を選択した青色申告者であったとしても、本件ノートは、青色申告者として備え付けるべき帳簿書類の要件を満たしていない。

(原告の主張)

以下の点からすれば、本件ノートが所得税法148条1項に定める帳簿書類に該当することは明らかであり、本件青色取消処分は違法である。

ア 本件ノートには、本件各物件の物件ごとに賃料収入や経費等が各項目に分けて記載されており、当該項目ごとに金額、取引年月日、出納先が記載されていることは明らかであり、日毎の残高については、本件ノートの項目ごとの記載を突き合わせて確認することが可能である。したがって、本件ノートには、現金出納並びに収入及び費用に関する事項の記載があることは明らかである。

イ 被告は、原告が仕訳帳や総勘定元帳を作成しなければならないのにこれらを作成していない旨主張するが、簡易簿記式の場合には、それらの帳簿の作成は不要であり、青色申告者が備え付けなければならないものではない。

ウ 被告は、本件ノートに家事関連費が多く記載されており、本件ノートの記載内容をもって、本件不動産貸付業に係る所得金額及び経費に係る事項は全く明確にならないと主張する。しかしながら、本件ノートには、本件各物件の物件ごとの収入が記載されているところ、家事関連費が記載されていることをもって、所得税法148条1項に定める帳簿書類に該当しないこととすると、必要経費に該当するとの認識で記載した費用が後に家事関連費と判断された場合に、ほとんどの帳簿が同項に定める帳簿書類に該当しないという不合理な結果になり、妥当でない。

(2) 争点2 (本件不動産貸付業に係る総収入金額) について

本件不動産貸付業に係る総収入金額に関する当事者の主張の概要は、別表4の「被告の主張額」及び「原告の主張額」欄に記載のとおりである。

(3) 争点3 (事業専従者控除の可否) について

(被告の主張)

原告は、本件青色取消処分を受けていることから、平成19年分以降につき、青色事業専従

者給与の必要経費への算入は認められない。また、以下のとおり、本件において青色事業専従者給与を受けていた乙及び丙は、所得税法57条3項に定めるいわゆる白色申告者に係る事業専従者にも該当しない。

ア 法令の規定等

所得税法57条3項は、居住者（青色申告の承認を受けた者を除く。）と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得等を生ずべき事業に専ら従事した場合には、不動産所得等の金額の計算上、各事業専従者につき、法定の金額を必要経費とみなす旨定めている。

そして、所得税法施行令165条1項は、事業専従者の判定基準につき、当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6月をこえるかどうかによると規定する。

イ 本件不動産貸付業における業務の程度

原告は、医師として勤務する傍ら、本件不動産業を営んでおり、同事業に係る業務のほとんどを乙に任せていた事実がうかがえる。しかしながら、そもそも、本件不動産貸付業については、①貸付物件の家賃や駐車料金の回収は、ほぼ全てが銀行振込で行われていること、②貸付物件のうち、A物件、B物件及びC物件はマンションの1室であり、D物件は1棟貸しであること、③A物件、B物件及びD物件については、不動産管理会社等による管理が行われ、定期的な清掃が実施されていること、④本件ノートは、正規の簿記の原則に従った帳簿書類による記帳とは異なり、単に収入及び出金の状況を大学ノートに記載する程度のものであることからすると、本件不動産貸付業に関する必要事務量及び従事内容については、乙及び丙が、所得税法施行令165条1項で規定する「当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6月をこえる」程度のものであったとは認められない。

ウ 乙の事業専従者該当性について

(ア) 乙は本件不動産貸付業の共同事業者であること

乙は、本件各物件につき、別表3のとおり、共有持分を有しており、本件不動産貸付業において、自らの共有持分を貸し付けている。したがって、乙は、原告との共有物件につき、同人と共同で不動産貸付業を営んでいるものであるから、乙が行っているとする業務のほとんどは、自らの事業についてのものであり、原告の事業に専ら従事していたものといふことはできない。

(イ) 乙は、自ら営む事業に従事し、本件不動産貸付業に専ら従事していたとはいえないこと

乙は、上記(ア)のとおり、本件不動産貸付業の共同事業者であるから乙自身の事業について業務を行っており、これに加え、学習塾及びコインランドリーの経営をも行い、1週間に30時間をこれらの事業に費やしている。そうすると、乙は、事業専従者の除外事由である「他に職業を有する者（その職業に従事する期間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められるものを除く。）」（所得税法施行令165条2項2号）に該当するから、本件不動産貸付業の事業専従者には該当しないというべきである。

(ウ) 乙の本件不動産貸付業への従事状況に関する証言が信用できないこと

原告は、乙につき、1日10時間、週70時間以上働いており、そのうち40時間を本件不動産貸付業に充て、残りの30時間を自らが経営する学習塾及びコインランドリーの経営に充てていた旨主張し、乙は、「4、5、6、7月の初め頃」は毎日のように12時

間程度本件各物件の草取りに行っていた旨証言する。

しかしながら、一般常識に照らし、毎日のように12時間も草取りを行うなどにわかには信用し難い上、乙は、学習塾を2か所で経営し、それぞれ週2回、午後3時から午後7時ないし8時までの間、それらの仕事に従事する傍ら、コインランドリーの業務に1日1時間程度従事していたというのであるから、かかる状況において、1日12時間も草取りに従事することは物理的に不可能である。

したがって、何ら客観的な裏付けもなく、乙が本件不動産貸付業に関する業務に週40時間も従事したということはできない。

#### エ 丙の事業専従者該当性について

##### (ア) 丙は事業専従者除外事由に該当すること

丙については、平成20年から原告の青色事業専従者として届出がされているところ、乙は、丙が年126日間ほど本件不動産貸付業に従事していた旨の供述ないし証言をする。しかし、乙の証言によれば、丙は、平成20年及び平成21年に、月曜日から金曜日の午前7時半から午後6時まで、医学部合格を目指して毎日予備校に通っていたと認められる。この点、所得税法施行令165条2項1号によれば、学校教育法に定める学校、専修学校又は各種学校の学生又は生徒については、昼間において授業を受ける者が夜間を主とする事業に従事するなど事業に専ら従事することが妨げられないと認められる場合を除き、その学生又は生徒である間は、事業に専ら従事する期間に含まれないとされている。したがって、丙は、各種学校に当たる予備校に通学していたから、同号の事業専従者の除外事由に該当し、事業専従者には当たらないというべきである。

##### (イ) 丙の本件不動産貸付業の従事について証拠の裏付けを欠くこと

丙が本件不動産貸付業に従事したとされる時点以降に入居者の交代があったのは、平成20年にC物件、平成21年にD物件の2件があったにすぎず、本件不動産貸付業につき、原告が主張するだけの事務量があったとはいえない。また、丙が行っていたとする本件各物件の草取りに関しても、乙は不自然かつ具体性に欠ける証言を繰り返すにすぎない。そして、乙の証言は客観的裏付けを欠くものであるから、丙が専ら本件不動産貸付業に従事していたとは認められない。

#### (原告の主張)

以下のとおり、乙及び丙が事業専従者に該当し、事業専従者控除が認められることは明らかである。

#### ア 本件不動産貸付業の業務の内容

本件不動産貸付業の業務は、本件ノートの作成のほか、①固定資産税の支払に銀行に行く、②毎月の管理費の支払のため、銀行に行く、③家賃の振込があるか確認するため銀行に行く、④月に2回程度、物件の見回りに行く、⑤物件の設備、家具等の修繕に行く、⑥総会に参加する、⑦潤滑のための挨拶をする、⑧物件の近くの神社に行き、入居者の無事を祈るなど極めて膨大なものであり、かかる業務の内容からすれば、所得税法施行令165条1項に規定する「当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6月をこえる」ほどの事務内容及び事務量があることは明らかである。

#### イ 乙の事業専従者該当性について

##### (ア) 乙は本件不動産貸付業の共同事業者には当たらないこと

被告は、乙が本件不動産貸付業の共同事業者である旨主張する。しかしながら、乙は、本件各物件のうち、A物件、B物件及びE物件（2筆のうち1筆）については、不動産所有権の持分を有していない。また、乙は、F物件（乙の持分10分の9）を除くと、その他の物件につき、わずかな持分を有するにすぎない。したがって、乙は、本件不動産貸付業の共同事業者ではなく、本件不動産貸付業に専ら従事していた者であるというべきである。

(イ) 本件不動産貸付業と乙が自ら営む事業の両立は可能であること

乙は、1日10時間、週70時間以上働いており、そのうちの40時間を本件不動産貸付業に充て、残りの30時間を自らが経営する学習塾及びコインランドリーの経営に充てていた。このように、乙は、人よりも多く働く等の努力をすることによって、本件不動産貸付業への従事と上記各事業の経営を両立させてきたものである。

したがって、乙が学習塾及びコインランドリーの経営を行っていたとしても、乙が本件不動産貸付業に従事することは十分に可能であり、上記各事業の経営は、「当該事業に専ら従事することが妨げられない」（所得税法施行令165条2項2号）ものといえる。

ウ 丙の事業専従者該当性について

丙は、平成20年及び平成21年当時、予備校生であったが、週末や7、8月は本件不動産貸付業に従事していた。具体的には、丙は、上記各年において、1日平均10時間で年126日間、すなわち、年合計で1260時間、賃貸物件の清掃及び修繕の道具等を原告所有の自動車であるG（以下「G」という。）で運搬するほか、乙とともに本件各物件の清掃、修繕をするなどの業務に従事していた。さらに、丙は、インターネットで近隣マンションの賃料調査や修繕業者の調査を行うほか、領収書の整理や計算をし、近隣の不動産業者に対して顧客がいないか調査し、家の構造・内装等の講習会等の調査をするなどの業務をしており、これらの業務には年間40時間程度従事していた。

したがって、丙は、その年を通じて6月を超える期間、本件不動産貸付業に従事していたといえ、事業専従者に該当する。

(4) 争点4（事業専従者控除以外の必要経費の金額）について

事業専従者控除以外の必要経費の金額に関する当事者の主張の概要は、別表5の「被告主張額等」及び「原告主張額等」欄に記載のとおりである。

(5) 争点5（平成18年分及び平成20年分の雑損控除の可否）について

（被告の主張）

雑損控除の対象となる損失に関する具体的な事実及び損失金額に関する立証責任は原告にあるところ、以下のとおり、原告が主張する平成18年分の現金3000万円の盗難（以下「本件盗難1」という。）及び平成20年分の504万2300円相当の金品の盗難（以下「本件盗難2」という。）のいずれについても、盗難被害につき、具体的な立証はないから、雑損控除は認められない。

ア 盗難の事実に関する乙の証言ないし供述に信憑性がないこと

(ア) 乙は、本件盗難1の被害金である3000万円の貯蓄を開始した時期について、陳述書においては、子供の学費等の支払がなくなった時期から始めたと述べる一方で、証人尋問においては、子供がたくさんいるので、教育費として少しずつ蓄えるようになった旨証言しており、貯蓄を開始した時期につき、矛盾した供述ないし証言をしている。また、原

告は、平成12年以前において、多額の借入金の返済をしているから、貯蓄を開始した時期に関する乙の供述ないし証言に何ら裏付けはない。

(イ) 原告は、乙について、盗難に遭った3000万円は旧1万円札で貯蓄していたのに対し、別の場所に保管していた5000万円は新1万円札で保管していた旨主張する。

しかしながら、乙は、3000万円のほかに貯蓄していた現金については、金額を具体的に覚えていない旨証言し、以前に5000万円を貯蓄していたと述べたことについても、貯蓄額については覚えていない旨証言している。

(ウ) 原告は、乙が3000万円を貯蓄するのに用いた旧1万円札は平成5年の偽造防止の改刷前の紙幣である旨主張するところ、乙は、証人尋問において、旧1万円札とは平成16年1月1日に1万円札の裏面の絵柄が雉から平等院鳳凰堂に変わる前の紙幣である旨証言しており、従前の原告の主張と矛盾する証言をしている。

イ 盗難に遭えば土地取得資金が不足すること

原告は、平成19年3月に6240万円で購入しており、現金で貯めて手元に置いていた金銭で支払ったと回答しているところ、仮に平成18年に3000万円の盗難に遭っているのであれば、その約4か月後に当該土地購入代金を手元にあった現金で支払うことは、およそ不可能であることは明らかである。この点に関し、乙は、旧1万円札と新1万円札を分けて貯蓄していたとしているところ、原告の主張によっても、平成16年11月1日の新1万円札の発行から盗難があった平成18年までの約2年間に貯蓄できる金額は2000万円にも満たないことからすれば、平成19年3月に手元に置いていた現金で土地を購入することは不可能である。

ウ 乙が講じた防犯対策からは盗難の事実が立証できないこと

原告は、乙が防犯対策として玄関の鍵を取り替え、防犯カメラを購入するなど盗難被害に遭わなければ取らないであろう行動を取っている旨主張する。しかしながら、乙は、3000万円の盗難被害に遭ったとする日以降も、盗難に遭わなかった多額の現金を銀行に預ける等盗難防止の措置を講じていないことに加え、原告の自宅（以下、単に「自宅」という。）に防犯カメラを設置したのは、乙が3000万円の盗難を確認したとする日から約1年6か月も経過した日である。さらに、泥棒が玄関等に傷をつけたとして提出する写真についても、その傷が泥棒につけられたものかどうかは判然としない。

したがって、防犯対策に関する乙の証言等から盗難の事実を認めることはできない。

(原告の主張)

以下のとおり、原告は、平成18年11月末頃に判明した3000万円相当の盗難に遭い（本件盗難1）、更に平成20年中に504万2300円相当の金品の盗難に遭った（本件盗難2）から、これらの雑損失について所得税法72条により雑損控除がされるべきである。

ア 本件盗難1について

(ア) 盗難に遭った金銭の原資

乙は、遅くとも平成7年頃までには、借入金の返済額や子供の学費等の支出が減ったため、本件各物件の賃料収入及び原告の収入等から必要経費等の支出を除いた金額を貯蓄するようになった。資料が残っている平成11年から平成18年に限っても、乙の手元には6845万3262円を超える金額が残る計算となり、乙が平成7年から貯蓄を始めたことを考慮すれば、更に高額な貯蓄があったものといえる。原告は、平成18年の本件盗難

1の後、平成19年3月9日に6240万円の土地を購入しているが、上記のとおり、高額の貯蓄をしていたことからすれば、この土地代金のほかに3000万円の貯蓄があったとしても不自然ではない。

なお、原告は、平成19年3月に土地を購入した際には、盗難に遭った3000万円とは別に自宅に貯めていた現金、解約した定期預金及び還付金等を土地の購入代金に充てたものである。

(イ) 盗難に遭った金銭の保管状況

乙は、貯蓄した現金を100万円ずつ封筒に入れた上、バッグに5つの封筒を入れ、同バッグを自宅1階の棚の奥にしまっており、平成18年に盗難被害に遭った当時、同様に現金を入れたバッグ6個（合計3000万円分）を上記棚に保管していた。

乙は、金利が低かったために現金を銀行に預けることはせず、また、現金を金庫に入れておくと貴重品の場所を教えることとなり、かえって盗まれる可能性が高いと考えて、現金を金庫に入れなかった。

したがって、盗難に遭った3000万円の現金は、誰もが盗めるような状態で自宅に保管されていた。

(ウ) 盗難被害に気付いた後の乙の行動

乙は、平成18年11月末頃に3000万円が入っている6個のバッグがなくなっていることに気付き、直ちに警察にその旨を連絡して、自宅に訪れた警察官に対し、盗まれた現金3000万円の保管場所を明確に告げている。

また、乙は、後日、警察官が自宅を訪れた際にも、3000万円の保管方法について説明し、盗難届の提出も行っている。

さらに、乙は、防犯カメラを購入して自宅に設置するほか、玄関の鍵を取り替え、玄関のサッシを二重にするなど多額の費用を投じて防犯対策を講じている。

以上のとおり、乙は、盗難被害に遭わなければ取らないであろう行動を取っていたものである。

(エ) 乙の盗難に関する供述に矛盾はないこと

乙の供述には、①盗難に遭った3000万円の原資及び平成19年に土地を購入した際の資金に関連して、貯蓄を始めた時期、②盗難に遭った3000万円と別に保管していた現金の金額、③盗難に遭った3000万円の貯蓄に用いていた旧1万円札とそれ以外の貯蓄に用いていた新1万円札との区別について、供述ないし証言に変遷又は曖昧な点がある。

しかしながら、①貯蓄を始めた時期については、乙は、日々の節約した金銭を貯蓄に回した結果として、3000万円を貯蓄するに至ったものであるから、貯蓄を開始した時期を明確に記憶していなくともやむを得ない。

また、②3000万円と別に保管していた現金については、3000万円とは異なり、100万円ごとに封筒に入れ、ただ段ボール箱に並べていただけであるから、その金額を記憶していなかったとしても不合理ではない。

そして、③3000万円の貯蓄に用いていた旧1万円札とそれ以外の貯蓄に用いていた新1万円札の区別について、乙は、当初、平成5年の紙幣の改刷を基準に新札と旧札の区別をしていたような供述をし、証人尋問においては、平成16年の紙幣の改刷を基準として紙幣の新旧を区別する旨の証言をしている。しかしながら、一般人にとって紙幣がいつ

改刷されたかは必ずしも明らかではないから、乙が1万円札の新旧につき、勘違いにより誤った発言をしてしまったとしても、やむを得ないといえる。

以上の点からすれば、乙の供述ないし証言に信用性がないとはいえない。

イ 本件盗難2について

乙は、本件盗難2について、504万2300円相当の金品の盗難に気付くと盗難届を出すなど、盗難被害に遭わなければ取らないであろう行動を取っているから、本件盗難2があったことは明らかである。

(6) 争点6（消費税等に係る仕入税額控除の可否）について

（被告の主張）

以下のとおり、本件ノートは、消費税法30条8項に規定する帳簿に該当しない上、本件調査における乙の調査担当職員に対する本件ノート及び請求書等の原始記録の提示状況は、同法62条（平成23年法律第114号による削除前のもの。以下同じ。）に基づく税務職員による検査に当たっての適法な提示要求に従って、帳簿等（帳簿及び請求書等をいう。同法30条に関し、以下同じ。）を直ちに提示し、その保存の有無及び記載内容を確認し得る態勢を整えて保存していたものとはいえない。したがって、同法30条7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当するから、原告には同条1項による課税仕入れに係る消費税額の控除は認められない。

ア 法令の規定等

消費税法30条は、事業者が課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を法定の要件に従って保存する場合には、国内において行う課税仕入れにつき、消費税額の控除を受けられる旨規定している（同条1項、7項、8項）。

また、消費税法施行令50条1項は、課税仕入れに係る消費税額の控除を受けようとする事業者は、帳簿及び請求書等をその事務所等に保存しなければならない旨規定し、消費税法62条1項は、税務職員は、消費税に関する調査について必要があるときは、納税義務がある者等に質問し、帳簿書類その他の物件を検査することができる旨規定している。

イ 本件ノートは消費税法30条に規定する帳簿に該当しないこと

（ア）消費税法30条7項が、事業者が仕入税額控除の適用を受けるために当該課税期間の課税仕入れに係る帳簿等の保存を要求している趣旨は、帳簿等によって仕入税額の信頼性、正確性が担保されない限りその控除を認めないという趣旨であり、事業者においてその仕入れに係る帳簿等を保存させることにより、当該取引が仕入税額控除の対象となる課税仕入取引に係るものであることを立証させることにあると解される。

そして、消費税法30条8項及び9項並びに同法施行令50条が帳簿等の記載要件及び保存方法を厳格に法定していること等に照らすと、消費税法は、帳簿等につき、税務職員が課税仕入れに関する消費税額を正確かつ迅速に調査するための資料として保存することを義務付けているものというべきである。

そうすると、消費税法30条8項及び9項に規定する課税仕入れの相手方の「氏名又は名称」は真実のものであることを要し、その記載は、相手方を特定できる程度の記載が必要であり、「氏名又は名称」に代えて、屋号による記載による場合には、周知性を有し、そのみで相手方を特定できることや、氏名又は名称を示す仕入先一覧表等により対応関係が明らかであること、住所又は電話番号等の記載により相手方が特定できることが必要

であると解される。また、「資産又は役務の内容」とは、当該仕入れが課税仕入れかどうかの判別が明らかになる程度に具体的に資産又は役務の内容が記載されていることを要すると解すべきである。

(イ) 本件ノートは、相手方の氏名又は名称が全て略称又は屋号で記載されているところ、原告は、本件ノートの作成と併せて、仕入先一覧表等により、課税仕入れの相手方が特定できるような措置をしておらず、しかも、その記載内容については家事費が多くつけ込まれており、どの取引が課税仕入れであるか判然としないことからして、本件ノートには、課税仕入れに関する消費税額を正確かつ迅速に調査確認できる程度の記載がされているとはいえない。したがって、本件ノートにおける本件各課税期間の課税仕入れについての記載をもって、本件ノートが消費税法30条7項に規定する帳簿に該当するとはいえない。

ウ 原告は課税仕入れに係る請求書等の提示をしていないこと

(ア) 消費税法30条7項にいう帳簿等の「保存」は、同法施行令50条1項が帳簿等を整理して保存することを要求していることから明らかなおり、単に物理的に帳簿等を保存するのみでは足りず、税務調査のため、適法な提示要求がされた際に、これを直ちに提示し、その保存の有無及び記載内容を確認し得る状態で保存することをいい、後日、不服審査又は訴訟に至ってからこれを提示することを含まないと解すべきである。

(イ) 本件において、本件調査の担当職員は、原告の自宅を訪れ、乙に対し、課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等を保存しない場合には課税仕入れに係る消費税額の控除の適用がない旨を教示した上、その保存を確認するための提示を繰り返し求めた。しかし、乙は、消費税法30条7項に規定する帳簿には該当しない本件ノートを提示したものの、領収書等の原始記録については、領収書等の一部が入れられていたと思われる袋を机に出すのみで、その内容物を調査担当の職員に確認させることはせず、そのうちに本件調査を拒否して調査担当の職員を退去させた。仮に、当該袋の中に何らかの領収書等が入っていたとしても、このような乙の行為は、同法62条に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していない場合に該当し、したがって、同法30条7項に規定する「課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当する。

(原告の主張)

以下の点からすれば、原告について、消費税等に係る仕入税額控除が認められる。

ア 本件ノートが消費税法30条7項に規定する帳簿に該当すること

本件ノートには、相手方氏名又は名称が略称や屋号で記載されているものの、それらの略称や屋号については、いずれも周知性を有するため、略称や屋号の記載によっても、相手方を特定するには十分である。加えて、本件ノートには、課税仕入れを行った年月日、課税仕入れに係る資産又は役務の内容、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額が記載されている。したがって、本件ノートが同条7項に規定する帳簿に該当することは明らかである。

なお、前記(1)(原告の主張)ウのとおり、仮に本件ノートに多少の家事費が記載されていたとしても、そのことをもって、本件ノートが消費税法30条7項に規定する帳簿に該当しないとはいえない。

イ 原告は課税仕入れに係る請求書等の提示をしていること

乙は、本件異議調査において、領収書等の原始記録が入ったビニール袋を机上に置き、これを調査担当職員に提示している。そして、乙が調査担当職員に対し、領収書等を提示して調査担当職員が確認できる状態に置いていたことは、本件ノートに記載された必要経費に係る領収書等の写しが作成されていることから明らかである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件青色取消処分 of 適法性）について

(1)ア 所得税法148条1項によれば、青色申告の承認を受けている者は、財務省令（同法施行規則56条ないし64条）で定めるところにより帳簿書類を備え付け、これに不動産所得等の金額に係る取引を記録し、かつ、上記帳簿書類を保存しなければならないものとされており、同法150条1項1号によれば、当該帳簿書類の備付け、記録又は保存が上記財務省令で定めるところに従って行われていない場合には、税務署長は、青色申告の承認を取り消すことができるとされている。

上記各規定は、申告納税を適正に機能させるため、青色申告の承認を受けた納税者が所定の帳簿書類を備え付けて取引を記録、保存し、これに基づいて申告をする場合には、税法上の特典を付与することとして、このような申告を奨励し、その反面、当該帳簿書類の備付け、記録又は保存を欠く場合には、青色申告の承認の取消しにより上記税法上の特典を与えないこととしたものといえることができる。

イ 次に青色申告者が備えるべき帳簿書類について見ると、青色申告者は、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額が正確に計算できるように、その不動産所得を生ずべき不動産等の貸付けに係る資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然とかつ明瞭に記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない（所得税法施行規則57条1項）。また、青色申告者は、仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、財務大臣が告示で定める取引に関する事項を記載しなければならない（同規則58条1項）、このうち、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに、記載の年月日、相手方の勘定科目及び金額を記載しなければならない（同規則59条）。

そして、所得税法施行規則58条1項の規定に基づいて定められた大蔵省告示（乙13）は、同項に規定する取引に関する事項として、不動産所得については、現金出納等に関する事項として、現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日々の残高を（同告示1項、別表第一第二号の表の区分(一)の第一欄。以下、上記事項を記載した帳簿を「現金出納帳」という。）、また、収入に関する事項及び費用に関する事項として、それぞれ適宜な科目に区分して、それぞれその取引の年月日、事由、相手方（支払先）及び金額を（同告示1項、別表第一第二号の表の区分(八)及び(九)の各第一欄）、それぞれ記載すべきものとしている。

ここで、前記アで検討したとおり、青色申告制度は、適式な帳簿書類の備付け、記録及び保存をし、これに基づいて申告をする納税者に税法上の特典を与えることにより、適正な記帳に基づく適正な申告を奨励するものであるから、青色申告者には、そのような税法上の特典を享受するのに値し、また、その申告の適正を担保し得るような、適正な記帳が求められるものといえるべきである。そうすると、青色申告者の申告の基礎となる上記帳簿書類には、帳簿書類の記載自体によって所定の記載事項を把握できるように記帳をすることが求められるといえるべきであるから、上記帳簿書類の記載が、納税者又は記帳者の説明や他の資料等

を補うことによって初めて所定の記載事項を把握できる程度にとどまる場合は、帳簿書類の備付け、記録又は保存が所得税法148条1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないものというべきであり、したがって、青色申告の承認の取消事由を定めた同法150条1項1号に該当するものと解するのが相当である。

- (2) 以上の解釈を踏まえ、本件につき検討すると、証拠（乙1）及び弁論の全趣旨によれば、原告の平成19年分ないし平成21年分の不動産所得に係る帳簿は本件ノートのみであると認められるところ、本件ノートには、賃料収入や経費の金額が記載されているものの、現金出納帳に記載すべき事項のうち、日々の残高が記載されていない上、租税、保険料及び賃料については単に金額が羅列されているのみで現金取引の年月日の記載がなく、本件ノートの記載自体からこれらの事項を把握することはできない。そうすると、本件ノートは、現金出納等に関して記載すべき事項の記載を欠いていることは明らかというべきである。

そして、上記の事実によれば、原告は、平成19年当時において、不動産所得を生ずべき業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存を所得税法148条1項に規定する財務省令で定めるところに従って行っていなかったものと認められ、青色申告の承認の取消事由である同法150条1項1号に該当するものと認められる。

この点に関し、原告は、日々の残高については、本件ノートの各記載から確認することが可能である旨主張し、原告が本件ノートの記載に基づいて平成25年12月16日に作成したとする現金出納帳（甲27）を提出する。しかしながら、前記(1)イで検討したとおり、所得税法148条1項所定の帳簿書類には、帳簿書類の記載自体によって所定の記載事項を把握できるように記帳をすることが求められるというべきであるから、原告が本件ノートの記載に基づき事後的に現金出納帳を作成することができたからといって、平成19年当時において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が同項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていたということとはできない。

また、原告は、簡易簿記式を選択した場合には、仕訳帳や総勘定元帳を作成する必要がないと主張する。しかしながら、所得税法施行規則56条1項ただし書によって簡易簿記式を選択した場合であっても、現金出納帳を作成しなければならないところ（大蔵省告示3項1号、別表第一第二号の表の区分(一)の第二欄及び第三欄）、上記で説示したところからすれば、本件ノートは、大蔵省告示により簡易簿記式の場合において要求される現金出納帳に記載すべき事項の記載も欠いているから、原告が主張する点をもって、帳簿書類の備付け、記録又は保存が所得税法148条1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていたということとはできない。

- (3) 以上によれば、原告は、平成19年当時において、青色申告の承認の取消事由（所得税法150条1項1号）に該当していたものと認められるから、平成19年にさかのぼって原告の青色申告の承認を取り消した本件青色取消処分は適法というべきである。

## 2 争点2（本件不動産貸付業に係る総収入金額）について

- (1) 平成19年分の総収入金額について

ア 平成19年分の総収入金額については、別表4の「平成19年分」欄に記載のとおり、①A物件の賃料収入、②H物件の丁からの賃料収入並びに固定資産税及び都市計画税の前納報奨金、③E各物件の賃料収入、④D物件の賃料収入に争いがあるので、以下、これらにつき検討する。

#### イ A物件について

証拠(乙15)によれば、A物件には、平成19年当時、戊が年間を通じて賃貸借契約に基づき居住しており、家賃は1月当たり12万円の前払の約定であったことが認められるから、同物件の同年の賃料収入は、144万円(12万円/月×12月)であると認められる。

この点に関し、原告は、賃貸借契約上、平成19年5月に借借人の名義がIから戊に変わり、実際の居住者は戊から変わっていないものの、同月分の賃料支払はないと主張している。そして、証拠(甲10、乙15)によれば、A物件の賃料の振込名義人は、同月にIから戊に変更されたものと認められる。

しかしながら、上記に説示したとおり、戊は、平成19年当時、A物件に年間を通じて賃貸借契約に基づき居住していたことが認められるところ、賃料の支払請求権が確定したことにより、当該賃料は収入すべき金額となると解されるから(所得税法36条1項参照)、同年中に収入すべき同年5月分の賃料支払がないことをもって当該賃料については同年の収入に計上されないとする原告の主張は採用することができない。

以上によれば、平成19年分のA物件に係る収入額は、144万円であると認められる。

#### ウ H物件について

##### (ア) 賃料収入額について

証拠(甲16の1、甲28、乙15、31)によれば、丁は、平成19年5月から、H物件を駐車場として賃借していたこと、原告名義の銀行口座には、丁名義で平成19年5月2日に7500円、同年6月6日に8500円、同年7月13日に5000円、同年9月11日に1万円の合計3万1000円が、J名義で同月28日、同年10月31日、同年11月30日及び同年12月28日に各2500円の合計1万円がそれぞれ振り込まれたことが認められる。そして、原告の主張によれば、J名義の振込は丁に関する賃料の支払というのであるから、同主張を前提とすれば、平成19年分の丁に関する賃料収入は、以上を合計した4万1000円であり、そのうち原告の収入は、上記金額に原告の持分割合4分の3を乗じた3万0750円(丁名義分2万3250円、J名義分7500円)と認められる。

この点につき、丁は、津島税務署長の調査に対し、平成19年5月から平成21年3月まで、H物件につき1台分の駐車場を借り、平成19年6月から同年8月までは、更に1台分の駐車場を借り、平成19年分として原告に支払った金額の合計は3万7000円である旨回答したことが認められる。しかし、平成19年中において、丁名義分及びJ名義分を併せて、合計4万1000円が支払われているのは上記のとおりであるし、それが他の年において収入すべき金額であったともうかがわれないから、上記のとおり両名義分を併せて4万1000円が平成19年分の収入として計上されるべきである。

なお、原告は、丁からの収入とJからの収入を別々に認定するのは不当である旨を主張するところ、これは、同一の収入(支払)を両者からの収入(支払)として重ねて計上することはできない旨をいう趣旨と解されるが、以上に述べたところは、両者の名義の支払を併せて丁に関する賃料収入として認定したものであって、収入金額の計上の重複はない。

##### (イ) 固定資産税・都市計画税の前納報奨金について

証拠(乙15)及び弁論の全趣旨によれば、H物件に係る平成19年分の固定資産税及び都市計画税の前納報奨金(税を納期前に納めた場合に支払われる地方税法365条2項

及び同法702条の8第1項による報奨金)は、1450円であると認められる。

そして、不動産所得において、業務に供される固定資産に係る固定資産税等は、所得税法37条1項で規定する必要経費に該当すると解されることからすれば、その一部払戻しに当たる前納報奨金は、収入として計上すべきものと解するのが相当である。

したがって、H物件に係る固定資産税及び都市計画税の前納報奨金1450円に原告の持分割合4分の3を乗じた額である1087円は、原告の不動産所得の収入金額というべきである。

#### エ E各物件について

証拠(乙15)によれば、平成19年分のE各物件に係る賃料収入は、132万4053円であり、原告の同物件に係る賃料収入は、原告の持分割合88.14%を乗じた金額である116万7020円であると認められる。なお、原告は、上記収入の額は132万0138円であると主張するが、これを裏付ける証拠はないから、原告の主張は採用することができない。

#### オ D物件について

証拠(乙15)によれば、平成19年分のD物件に係る賃料収入は、家賃収入789万6000円と駐車場収入101万4000円の合計額891万円であり、原告の同物件に係る賃料収入は、原告の持分割合4分の3を乗じた金額である668万2500円と認められる。なお、原告は、家賃収入及び駐車場収入は、それぞれ、757万6000円及び97万6000円であると主張するが、これを裏付ける証拠はないから、原告の主張は採用することができない。

#### カ その他

別表4の「平成19年分」欄に記載のとおり、H物件につき、原告のKからの賃料収入が2万2500円であること及びその他の収入金額が223万7125円であることについては、当事者に争いが無い。ただし、上記223万7125円には、前記ウ(ア)のH物件に係るJ名義の支払相当分7500円が含まれるものと解されるから(別表9参照)、総収入金額の計算に当たっては、同額を控除することとする。

#### キ 小括

以上によれば、平成19年分の不動産所得に係る総収入金額は、J名義の振込は丁に関する賃料の支払である旨の原告の主張を前提としても、少なくとも1157万3482円(144万円+3万0750円+1087円+116万7020円+668万2500円+2万2500円+223万7125円-7500円)と認められる。なお、被告の主張額は1157万7982円であり、上記認定額はこれを4500円下回る。

#### (2) 平成20年分の総収入金額について

ア 平成20年分の総収入金額については、別表4の「平成20年分」欄に記載のとおり、D物件及びH物件の賃料収入に争いがあるところ、以下では、D物件の賃料収入につき検討し、H物件の賃料収入については、本件20年分所得税更正処分の適法性と併せて後記7(5)において検討することとする。

#### イ D物件について

証拠(乙15)によれば、平成20年分のD物件に係る賃料収入は、家賃収入と駐車場収入の合計額572万9452円であり、原告の同物件に係る賃料収入は、原告の持分割合4

分の3を乗じた金額である429万7089円と認められる。

この点に関し、原告は、平成20年分のD物件に係る賃料収入の額は、原告名義の口座に入金された422万8750円から、賃借人に返金した保証金124万2000円を控除した298万6750円である旨主張する。しかしながら、D物件に係る賃料は原告名義の口座及び乙名義の口座に分けて入金されているところ（乙15）、両者を併せた額（上記572万9452円）がD物件に係る賃料収入額となり、そのうち原告の持分相当額をもって原告の収入額とすべきである。また、原告が返還した保証金は、平成3年の契約時に賃料債務を担保するために賃借人から預かった金銭であるから（乙15）、収入には計上されない預り金であり、そのような保証金を返還してもその額を上記賃料収入から控除することはできないというべきである。このように、原告の主張は採用することができない。

したがって、平成20年分のD物件に係る賃料収入は、429万7089円と認められる。

#### ウ その他

別表4の「平成20年分」欄に記載のとおり、H物件を除くその他の賃料収入の合計が673万6322円であることは当事者に争いが無い。ただし、上記673万6322円には、H物件に係るJ名義の支払相当額1875円が含まれるものと解され（別表9参照）、この点については、後記7(5)において検討する。

### (3) 平成21年分の総収入金額について

ア 平成21年分の総収入金額については、別表4の「平成21年分」欄に記載のとおり、H物件の丁からの賃料収入に争いがあるので、この点につき検討する。

イ 証拠（甲16の2、乙15、31）によれば、丁は、平成21年において、同年3月まで、H物件を駐車場として月2500円の賃料で賃借していたことが認められる。したがって、同年分のH物件に係る丁からの賃料収入は、同年1月分ないし3月分の合計7500円であり、原告の同物件に係る賃料収入は、上記金額に原告の持分割合4分の3を乗じた5625円であると認められる。

ウ そして、別表4の「平成21年分」欄に記載のとおり、Kに係る賃料収入が2万2680円であること、その他の賃料収入の合計が837万7500円であることは当事者に争いが無い。

エ 以上によれば、平成21年分の不動産所得に係る総収入金額は、840万5805円と認められる。

### 3 争点3（事業専従者控除の可否）について

#### (1) 事業専従者の意義等

前記1で検討したとおり、本件青色取消処分は適法であるから、原告は、平成19年分以降の青色申告の承認を受けていないこととなり、平成19年分ないし平成21年分において、所得税法57条1項に基づき青色事業専従者に係る控除を受ける余地はない。

この点に関し、所得税法57条3項によれば、青色申告者を除く居住者（いわゆる白色申告者）と生計を一にする配偶者その他の親族で専らその居住者の営む事業に従事するもの（以下「事業専従者」という。）がある場合は、法定の金額を必要経費とみなすこととされている。そして、同法施行令165条1項によれば、事業専従者に当たるか否かは、「当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6月をこえるかどうか」により判定するものとされ、当該親族につき「他に職業を有する者（その職業に従事する期間が短い者その他当該事業に専ら従事す

ることが妨げられないと認められる者を除く。）」(同条2項2号) その他同条2項各号の一に該当する者である期間があるときは、当該期間は同条1項に規定する「事業に専ら従事する」期間に含まれないものとされている。

そこで、上記の各規定に照らし、乙及び丙が所得税法57条3項の白色申告者に係る事業専従者に該当するか否かについて、以下検討する。なお、本件で事業専従者控除の可否が争われているのは、乙については平成19年分ないし平成21年分、丙については平成20年分及び平成21年分であるから、当該期間を対象に検討する。

## (2) 乙の事業専従者該当性について

原告は、乙が通常より長時間働いて本件不動産貸付業と乙自らが経営する学習塾及びコインランドリーの経営とを両立させていたことから、乙は、本件不動産貸付業に専ら従事することに妨げがなく、本件不動産貸付業の事業専従者に該当すると主張する。そして、乙は、1週間に70時間働き、本件不動産貸付業に40時間を充て、学習塾とコインランドリーの経営に週30時間を充てていたとして、原告の主張に沿う供述ないし証言をしている(甲11・1ないし5頁、証人乙・17、18頁)。

そこで、本件不動産貸付業の業務の内容につき検討すると、前記前提事実(2)ウ(別表3)、証拠(甲10・24、25頁、甲11・7頁)及び弁論の全趣旨によれば、①原告の賃貸物件は、マンション3室(A、B、Cの各物件)、共同住宅1件(D物件)、店舗付住宅の住宅部分1件(F物件)、専用駐車場1件(E各物件)及び月極駐車場2件(H、P物件)であること、②A物件及びB物件については、不動産管理会社が共有部分の清掃を行うなどの管理がされており、D物件については、L株式会社により社宅として一棟借り上げがされ、同様に管理が行われていること、③本件各物件の賃料の支払は全て振込入金でされていたことが認められる。

そして、乙が本件不動産貸付業の業務として供述するもののうち、主なものとしては、①固定資産税、マンションの管理費及びローン等の支払のため銀行に行くこと、②賃料の振込確認をするため銀行へ行くこと、③物件の現況確認をすること、④駐車場の清掃、草取りをすること、⑤物件の設備が故障した際の修理依頼をすること等がある(甲11・2ないし5頁)。

しかしながら、上記①②は、定期的な支払の履行又はその確認をするために銀行に行くというのにとどまり、日常的に行う必要がある又は長時間を要する性質の事務であるとまでは解されないし、③物件の現況確認、⑤物件の設備が故障した際の修理依頼についても、日常的に頻繁に行うものであるとは解されない。

また、④駐車場の清掃、草取りについて、証拠(甲25、証人乙・8、9頁)及び弁論の全趣旨によれば、H物件には自動車25台程度の駐車が可能であると認められ、E各物件、D物件及びP物件は、それぞれ、自動車10台、20台及び6台程度の駐車ができる広さであったことがうかがわれるから、その清掃や草取りには一定の労力を要するものということではできる。しかしながら、この点に関し、乙は、草がよく生える季節には週に5回程度草を取る旨や、4ないし7月頃は毎日のように草取りをし、1日12時間程度を費やす旨の証言をするところ(証人乙・21、46、47頁)、週に30時間程度を要する学習塾及びコインランドリーの経営のほかに、数か月間にわたり、毎日のように12時間もの時間草取りを行うなどということは、およそ考え難く、上記乙の証言を採用することはできない。そして、この点に関する客観的証拠は何ら存在しないことからすれば、乙が実際に駐車場の清掃や草取りにどの程度の時間従事していたかは不明であるといわざるを得ない。

さらに、前記1(2)で検討したとおり、乙が作成した本件ノートは、所得税法148条1項に規定する帳簿書類の要件を満たさず、かえって、家事費や家事関連費と考えられる食料品や生活用品の購入費用等を含む多数の事項が、雑然と手書きで列挙されているにとどまるものであって(乙1)、乙が本件不動産貸付業に係る資金の収支を整然かつ明瞭に記帳するような財務管理を行っていたとはいえない。

他方で、乙の証言によれば、乙は、平成19年から平成21年にかけて、1か所又は2か所で学習塾を開いており、少なくとも火曜日と土曜日の午後3時から午後7時前後までは学習塾での勤務をしていたほか、コインランドリーを経営し、その清掃等の業務も1日1時間程度行っており(証人乙・10、14ないし17、46、47頁)、これらの経営に平均して週30時間を充てていたというのである(同17、18頁)。

以上のとおり、本件各物件のうち住宅の多くは不動産管理会社による管理がされ、本件各物件の賃料の支払は全て振込入金であるなど、本件不動産貸付業が日常的に長時間の処理を要する事務を含むものとは言い難いし、乙が一般的な不動産貸付業に要する財務管理等を行っていたとも認められず、一定の労力を要すると考えられる駐車場の清掃管理についても、乙の従事の実態は不明である。その上、乙は、上記のとおり、学習塾やコインランドリーの経営に相当程度の時間を費やしていたというのであるから、乙について、本件不動産貸付業に専ら従事していたものとは認めることができない(なお、本件不動産貸付業に専ら従事する期間があったとは認められないから、「当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6月をこえる」(所得税法施行令165条1項)と認めることもできない)。また、上記のような学習塾及びコインランドリーの経営への従事の状況からすれば、乙は、同条2項2号に規定する「他に職業を有する者(その職業に従事する期間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられない者を除く。)」に該当すると認められるから、同号により、乙は本件不動産貸付業に専ら従事する者に当たらないということもできる。

### (3) 丙の事業専従者該当性について

原告は、丙につき、平成20年及び平成21年当時、予備校生であったが、年合計で1260時間、賃貸物件の清掃及び修繕業務に従事していたほか、年間40時間程度、インターネットで近隣マンションの賃料調査や修繕業者の調査を行うなどして、本件不動産貸付業に従事していた旨主張し、これに沿う乙の供述ないし証言(甲11・5ないし7頁、証人乙・10ないし12頁)がある。

そこで検討すると、証拠(甲11・5ないし7頁、乙10・16頁、証人乙・21、22頁)によれば、丙は、医者になるために勤め先を辞め、平成20年頃から予備校に通っており、月曜日から金曜日まで、午前7時半頃に家を出て午後6時頃に帰宅する生活を送っていたことが認められる。

そして、乙も、丙は、勉強に忙しく、本件不動産貸付業に従事していない時期があったほか、従事していたときでも、清掃等をしていたのは土日のみであったと供述している上(甲11・5ないし7頁)、上記の年1260時間という丙の本件不動産貸付業への従事時間は、土日及び夏休みに1日10時間従事したという推計に基づくものであり、丙が本件不動産貸付業に従事していたことや従事した時間を具体的に裏付ける的確な証拠はない。

以上によれば、丙は、平日は専ら予備校に通学して勉強していたものと認められる上、土日や休日に本件不動産貸付業に従事していたかどうかについての実態も明らかではないという

べきであるから、丙が本件不動産貸付業に専ら従事していたものということとはできない（なお、丙が通学していた予備校が学校教育法134条1項に規定する各種学校であれば、上記に説示したとおり、丙は、昼間において授業を受け、常時修学していたところ、本件不動産貸付業が夜間を主とする事業とはいえないし、丙が当該事業に専ら従事することが妨げられないとも認められないから、丙は所得税法施行令165条2項1号に規定する者に該当すると認められ、同号により、丙は本件不動産貸付業に専ら従事する者に当たらないということもできる。）。

#### (4) 小括

以上によれば、乙は、平成19年ないし平成21年において、丙は、平成20年及び平成21年において、いずれも、本件不動産貸付業の事業専従者に該当しないものというべきであり、これらの年分の原告の所得税につき、乙及び丙に関して所得税法57条3項による事業専従者控除は認められない。

### 4 争点4（事業専従者控除以外の必要経費の金額）について

#### (1) 必要経費の意義等

所得税法37条1項は、その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、不動産所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする旨規定する。

また、所得税法45条1項によれば、家事上の経費（家事費）及びこれに関連する経費（家事関連費）で政令で定めるものの額は、その者の不動産所得の計算上、必要経費に算入しないものとされており（同項1号）、上記政令に当たる同法施行令96条1号は、同法45条1項1号に規定する政令で定める経費について、家事関連費の主たる部分が不動産所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費以外の経費とする旨規定している。

なお、所得税基本通達は、所得税法施行令96条1号に規定する「主たる部分」は、業務の内容、経費の内容、家族及び使用人の構成、店舗併用の家屋その他の資産の利用状況等を総合勘案して判定するとし（同通達45-1）、同号に規定する「主たる部分が不動産所得（中略）を生ずべき業務の遂行上必要」であるかどうかは、その支出する金額のうち当該業務の遂行上必要な部分が50%を超えるかどうかにより判定するものとした上、例外として、当該必要な部分の金額が50%以下であっても、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、当該必要である部分に相当する金額を必要経費に算入して差し支えないとしている（同通達45-2。乙16）。

そこで、上記の所得税法及び同法施行令の規定に照らし、本件不動産貸付業の必要経費について、以下検討する。

#### (2) 租税公課について

##### ア H物件の固定資産税等について

別表5の平成19年分ないし平成21年分の「租税公課」の「H物件」欄に記載のとおり、H物件に係る上記各年分の固定資産税等の額に争いはなく、平成19年分が10万8300円、平成20年分が10万6100円、平成21年分が10万4300円であることが認められる。

そして、H物件に係る固定資産税等は、本件不動産貸付業の貸付物件について生じた公租

公課であるところ、同物件について原告の収入とされているのは、原告の持分4分の3、乙の仮登記による持分4分の1という割合に従い、同物件の賃料の4分の3相当額であるから（別表4の「H物件」欄参照）、上記固定資産税等の額に4分の3を乗じた金額が、原告の収入を得るために要した費用として、原告の不動産所得に係る必要経費に該当するものと認めるのが相当である。

この点に関し、原告は、乙のH物件に関する持分は仮登記されているにすぎないから、乙の持分はないものとして、原告がその固定資産税等を全て必要経費として計上できると主張する。しかしながら、H物件について、収入を上記の持分割合（原告につき4分の3）で案分することに当事者間に争いはなく（別表4の「H物件」欄参照）、原告も、乙がH物件に4分の1の実質的な持分権を有し、当該持分割合に対応する収入を得ていることは自認しているというべきであるから、原告の主張は採用することができない。

したがって、H物件の固定資産税等については、各年分の固定資産税等に原告の持分である4分の3を乗じ、平成19年分につき8万1225円、平成20年分につき7万9575円、平成21年分につき、7万8225円が必要経費に当たるものと認められる。

#### イ 自宅に係る固定資産税等について

原告は、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「租税公課」の「自宅」欄に記載のとおり、自宅の2分の1を本件不動産貸付業の事務所として使用していたから、自宅に係る固定資産税等の2分の1は必要経費に当たる旨主張する。そして、このような自宅の使用に係る費用は家事関連費に該当するものと解されるから、以下、所得税法45条1項1号及び同法施行令96条1号により、上記固定資産税等が必要経費に当たるかにつき検討する。

この点に関し、乙は、自宅において、①玄関に入って左の和室を使用して、本件ノートの作成や銀行への入出金のための金銭のやりくりを行い、②同じく右の和室を使用してインターネットによる賃貸情報の調査、不動産貸付業の来客の接待を行い、③2階の南側の部屋を使用して清掃・修繕の道具や服装の準備をしており、④その他の部屋も資料保管等に使用していた旨の供述ないし証言をする（甲11・7頁、証人乙）。

そこで、まず自宅において行う本件不動産貸付業の業務について見ると、前記3(2)で検討したとおり、①原告の賃貸物件は、マンション3室（A、B、Cの各物件）、共同住宅1件（D物件）、店舗付住宅の住宅部分1件（F物件）、専用駐車場1件（E各物件）及び月極駐車場2件（H、P物件）であり、②A物件及びB物件については、不動産管理会社が共有部分の清掃を行うなどの管理がされており、D物件については、L株式会社により社宅として一棟借り上げがされ、同様に管理が行われていた上、③本件各物件の賃料の支払は全て振込入金でされていたことが認められる。また、乙の証言によれば（証人乙・31頁）、本件不動産貸付業に関し、自宅に来客があるのは、平均すると、月1、2回程度にすぎない。これらの事実を照らすと、乙等が、本件不動産貸付業につき自宅において何らかの事務を行っていたとしても、自宅の一部を事務所として継続的に使用することを要するほどの事務量があったかについては疑問があるものといわざるを得ない。

次に、自宅内の状況について検討すると、原告が提出する自宅の写真（甲12の1、2）を見ても、事務所の1階とされる部屋には、居住用と見られる和室内の座卓にノートパソコンが置かれているのみであり、事務所の2階とされる部分についても、青果の段ボールが壁際に積み上げられた部屋に、学習塾用と見られる学習机と椅子が並べてあるにすぎない。そ

うすると、自宅は、外観及び機能上、居住部分と不動産貸付業の事務所部分とに分けられているということとはできない。

さらに、証拠（甲10、11、証人乙）及び弁論の全趣旨によれば、平成19年ないし平成21年当時、原告は岐阜の病院へ単身赴任中であつたこと、乙は学習塾やコインランドリーを営んでいたこと、丙は予備校に通学していたことが認められ、これらの事実には照らせば、原告、乙及び丙が、本件不動産貸付業のために自宅を事務所として継続的に使用していたものとはいい難い。

以上によれば、自宅の使用に係る費用につき、その主たる部分が本件不動産貸付業の業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合（所得税法45条1項1号、同法施行令96条1号）に該当するとはいえないから、これを本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきである。

したがって、上記の自宅に係る固定資産税等を必要経費に算入することはできない。

#### ウ 車両（G）に関する費用について

原告は、Gを、週3回以上、貸付物件の清掃や修繕の際の移動や道具及びごみ等の運搬に使用し、本件不動産貸付業の事業の用に供していたから、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「租税公課」の「車両」欄に記載のとおり、その自動車税、自動車重量税及び車検の印紙代を必要経費に算入すべきであると主張する。

そこで、Gの使用状況について検討すると、このGは原告が平成16年頃に購入した普通自動車であり、原告やその家族が使用している自家用のものであるから（証人乙、弁論の全趣旨）、その使用に関する費用は家事関連費に該当するものと解される。

そして、乙は、丙が土日にGを運転して本件不動産貸付業に係る道具の運搬等を行い、平日は、友人に頼んでGを運転して同道具を運んでもらっており、自分はGを運転していないと供述ないし証言している（甲11・7頁、証人乙）。しかしながら、乙は、この友人の名前を明らかにしない上（証人乙）、友人に対して報酬の支払があつた形跡もうかがわれないから、友人が継続的に本件不動産貸付業に係る道具を運搬していたとは認め難い。そして、証拠（証人乙）によれば、乙は、Gとは別に自家用自動車を所有し、乙自身の確定申告においてその費用を申告していたことが認められるところ、乙が、なぜ自分の車を使用せずに、平日、友人にGによる道具の運搬を頼んでいたのかは明らかではない。

このように、Gの使用態様に関する乙の供述ないし証言が不自然であることや、そのほかにもGが本件不動産貸付業の業務に使用されていたことを示す的確な証拠はないことに照らすと、Gの使用に係る費用につき、その主たる部分が本件不動産貸付業の業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合（所得税法45条1項1号、同法施行令96条1号）に該当するとはいえないから、これを本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきである。

したがって、上記のGに係る自動車税、自動車重量税及び車検の印紙代を必要経費に算入することはできない。

#### エ 平成19年分のP物件に係る抵当権抹消登記の印紙代について

別表5の平成19年分の「租税公課」の「P物件」欄に記載のとおり、P物件に係る抵当権抹消登記代が3000円であることに争いはない。

そして、前記アで検討したとおり、本件不動産貸付業の貸付物件について生じた公租公課

は、当該物件に係る原告と乙の賃料収入の割合、すなわち、当該物件の持分割合に応じてこれを案分した上で、原告の持分割合に相当する金額が、原告の収入を得るために要した費用として、原告の不動産所得に係る必要経費に該当するものというべきである。

したがって、P物件に係る抵当権抹消登記の印紙代につき必要経費に算入すべき金額は、同代金3000円に同物件の原告の持分割合4分の3を乗じた2250円というべきである。

(3) 損害保険料について

原告は、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「損害保険料」の「車両」欄に記載のとおり、Gを本件不動産貸付業の事業の用に供していたから、その自賠責保険及び任意保険の各保険料の金額を必要経費に算入すべきであると主張する。

しかしながら、前記(2)ウにおいて検討したとおり、Gの使用に係る費用を本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきであるから、上記のGの損害保険料を必要経費に算入することはできない。

(4) 修繕費について

ア D物件の修繕費について

(ア) 平成19年分の修繕費について

別表5の平成19年分の「修繕費」の「D物件」欄に記載のとおり、D物件につき浄化槽清掃代3万1500円の支出があったことに争いはなく、同代金の振込手数料120円の支出があったか否かにつき争いがある。

そこで、この点につき検討すると、証拠(乙1の1・19枚目)によれば、本件ノートのD物件(建物)に関する部分には、浄化槽清掃代と併せて、「〒120」という振込手数料ともうかがわれる記載があることが認められる。しかしながら、前記1(2)及び3(2)で検討したとおり、本件ノートは、所得税法148条1項の要件を満たす帳簿とはいえない上、家事費等を含む事項を雑然と列挙したものにすぎず、帳簿としての信用性に乏しい。そして、D物件の費用に係る領収書(乙27の6及び7)その他の証拠においても、当該振込手数料に関するものは見当たらないことからすれば、当該振込手数料120円を必要経費に算入することはできないというべきである。

したがって、平成19年分のD物件の修繕費として必要経費に算入すべき金額は、浄化槽清掃代3万1500円に原告の同物件の持分割合4分の3を乗じた2万3625円と認められる。

(イ) 平成20年分のD物件の修繕費について

証拠(甲10、乙18)及び弁論の全趣旨によれば、平成20年分のD物件に係る修繕費は、①i リフォーム工事のうち原状回復工事の代金額379万2450円、ii 諸経費100万6940円から調整値引き2万6340円を差し引いた金額98万0600円を減価償却資産に係る工事の代金額と原状回復工事の代金額の割合で案分した金額(リフォーム工事全体のうち原状回復工事の割合分)である36万9325円、iii 消費税等20万8088円、iv 振込手数料840円の合計金額437万0703円に、原告の持分割合4分の3を乗じた金額である327万8028円と、②浄化槽清掃代3万1500円に原告の持分割合4分の3を乗じて算出した金額である2万3625円との合計金額330万1653円と認められる。

この点に関し、原告は、調整値引き2万6340円の差引きや案分計算をしない諸経費全額（100万6940円）を計上すべき旨主張するが、上記証拠によれば、減価償却資産に係る工事と原状回復工事とを含むリフォーム工事全体を対象として、諸経費の加算及び調整値引きがされていることが認められ、このうち原状回復工事に対応する金額を算出するには、上記のとおり、諸経費から調整値引き額を差し引いた上で、減価償却資産に係る工事の代金額と原状回復工事の代金額の割合により案分計算をするのが相当であり、原告の主張は採用することができない。また、原告は、浄化槽清掃代の振込手数料として120円の支出がある旨主張するが、本件ノートにもその記載はない上、そのほかにも当該振込手数料の支出を示す的確な証拠は見当たらないことからすれば、振込手数料120円を必要経費に算入することはできないというべきである。

したがって、平成20年分のD物件に係る修繕費については、330万1653円が必要経費に該当するものというべきである。

イ 平成21年分のC物件の修繕費について

原告は、別表5の平成21年分の「修繕費」の「C物件」欄に記載のとおり、C物件の同年分における修繕費は、本件ノートに記載した9万6961円に原告の持分割合10分の9を乗じた8万7264円である旨主張する。

証拠（乙1の3・6枚目）によれば、平成21年分の本件ノートには、C物件の「修繕」の項目に費用の明細が記載され、その中には、「照明器具」、「洗剤」、「ブラシ」及び「ワックス」などC物件に関する費用ともうかがわれるものがあり、その合計は、9万6961円であることが認められる。しかしながら、証拠（乙1の3、乙27の1）によれば、同ノートには、C物件の修繕に関する費用として「モナカ」、「弁当」、「やきのり」、「果物」及び「ポテトチップス」など家事費又は家事関連費と見るほかにないものが多数記載されていること、C物件に関する領収証にも、食料品など家事費又は家事関連費に関するものが多数含まれていることが認められる。そうすると、上記の照明器具等の費目も、家事費又は家事関連費であるとも解し得るところであり、そのうち本件不動産貸付業の業務の遂行上必要な部分を区分することも困難であることからすれば、本件ノートにC物件の修繕費として記載されている費用について、本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきである。

ウ 平成19年分及び平成20年分の自宅に係る費用について

原告は、別表5の平成19年分及び平成20年分の「修繕費」の「自宅」欄に記載のとおり、自宅の2分の1を事務所として使用しているから、自宅の庭剪定及び消毒の費用、防犯カメラ及びその設置の費用並びに火災報知器の費用の2分の1を必要経費に算入すべきであると主張する。

しかしながら、前記(2)イにおいて検討したとおり、このような自宅の使用に係る費用を本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきであるから、上記の自宅に係る費用を必要経費に算入することはできない。

エ Gの点検修理代について

原告は、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「修繕費」の「車両」欄に記載のとおり、Gを本件不動産貸付業の事業の用に供していたから、その点検修理代を必要経費に算入することができる旨主張する。

しかしながら、前記(2)ウにおいて検討したとおり、Gの使用に係る費用を本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきであるから、上記のGの点検修理代を必要経費に算入することはできない。

(5) 減価償却費について

ア F物件の減価償却費について

原告は、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「減価償却費」の「F物件」欄に記載のとおり、平成5年に取得したF物件につき、税務署の指導を受けて減価償却費を計算し必要経費に計上していたから、その金額である1万2000円を必要経費に算入すべきであると主張する。

そこで検討すると、証拠(甲10、乙18)及び弁論の全趣旨によれば、F物件は、昭和55年に新築され、原告は平成5年に同物件を取得したものであり、その建物取得価額のうち、原告の持分相当額は58万5044円であることが認められ、同物件は、平成19年分において、償却可能限度額まで償却されていたものと認められる。

しかしながら、平成19年度税制改正により、償却可能限度額の制度が廃止されたことに伴い、平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産の未償却残高について、各年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入された償却額の累計額が取得価額の95%相当額に達した場合、その達した年分の翌年分以後において、「償却費の額＝(取得価額－[取得価額×95%]－1)÷5」の算式により計算した金額を償却費の額として償却を行い、1円まで償却できるとされ(所得税法施行令134条2項)、この規定は、平成20年分以後の所得税について適用することとされている(平成19年政令第82号附則12条2項)。

そして、上記規定に従ってF物件の減価償却費を計算すると、平成20年分及び平成21年分においては、同物件の未償却残高から1円を差し引いた2万9251円に5分の1を乗じた金額5850円となる。したがって、それぞれの年分の減価償却費の金額として、各5850円を必要経費に算入することができるものと認められる(乙18)。

これと異なる原告の主張は、その根拠が不明であり、採用することができない。

イ 自宅及びGの減価償却費について

原告は、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「減価償却費」の「自宅」欄及び「車両」欄に記載のとおり、自宅の2分の1を事務所として使用し、Gを本件不動産貸付業の事業の用に供していたから、自宅及び自宅の冷暖房機に関する減価償却費の2分の1及びGに関する減価償却費を必要経費に算入すべきであると主張する。

しかしながら、前記(2)イ及びウにおいて検討したとおり、自宅及びGの使用に係る費用を本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきであるから、上記の自宅及びGに関する減価償却費を必要経費に算入することはできない。

(6) 借入金利子について

原告は、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「借入金利子」欄に記載のとおり、D物件及びP物件に係る借入金の主債務者は原告一人であるから、その借入金利子及び保証料の全額を原告の不動産所得の必要経費に算入すべきである旨主張する。なお、両物件に係る借入金利子及び保証料の額自体については、上記各欄に記載のとおり、当事者に争いはない。

しかしながら、上記借入金は乙を連帯債務者とするものであり(争いが無い事実)、その利

子及び保証料は乙も連帯債務を負っていたものと解されること、D物件及びP物件はいずれも原告と乙の共有不動産であること（前記前提事実(2)ウ、別表3）、両物件について原告の収入とされているのは、その持分割合（原告4分の3、乙4分の1）に従い、各物件の賃料の4分の3相当額であること（弁論の全趣旨）からすれば、両物件に係る借入金についての利子及び保証料については、その額に4分の3を乗じた金額が、原告の収入を得るために要した費用として、原告の不動産所得に係る必要経費に該当するものと認めるのが相当である。

したがって、原告が必要経費に算入することができるD物件及びP物件に係る借入金利子及び保証料の額は、別表5の「借入金利子」欄に記載のとおり、当該借入金利子及び保証料の金額にそれぞれ原告の持分割合4分の3を乗じた額となり、その金額は、平成19年分につき103万6908円、平成20年分につき105万3316円、平成21年分につき108万0876円と認められる。

#### (7) 交通費について

原告は、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「交通費」欄に記載のとおり、本件ノートに記載された交通費を必要経費に算入すべきである旨主張する。

そこで検討すると、証拠（乙1）によれば、本件ノートには、支払日、行き先、金額、使用した交通機関の一部が記載されており、行き先には、物件名や銀行をうかがわせる名称が記載されていることが認められる。

しかしながら、前記1(2)及び3(2)で検討したとおり、本件ノートは、所得税法148条1項の要件を満たす帳簿書類とはいえない上、家事費等を含む事項を雑然と列挙したものにすぎず、帳簿としての信用性に乏しいものといわざるを得ない。また、本件ノートには、経路や使用した交通機関全体が分かる記載はないし、当該交通費の裏付けとなるような領収書等の客観的資料も存在しない。さらに、前記1(2)で検討したとおり、原告は、日々の残高等の現金出納に関する事項を記載した帳簿を作成していなかったから、交通費の支出があったか否かを同帳簿により確認することもできない。そうすると、本件ノートに記載された交通費につき、その支出があったとされる日に実際に支出があったか、支出があったとしても、本件不動産貸付業に関連したものであるかはおおよそ不明であるといわざるを得ない。

以上で検討したところによれば、本件ノートに記載されているとされる上記交通費を必要経費に算入することはできないというべきである。

#### (8) 通信費について

原告は、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「通信費」欄に記載のとおり、近隣マンションの賃料の調査並びに貸付不動産の賃借人及び修繕業者等との連絡に、電話、インターネット、郵便を使用していたから、これらに関する費用（通信費）を必要経費に算入すべきである旨主張する。

しかしながら、証拠（証人乙）及び弁論の全趣旨によれば、乙及び丙は、自宅において、電話、インターネット及び郵便を使用して、本件不動産貸付業に関する連絡を行っていたものと認められるから、上記通信費は、家事関連費に該当するものと解されるところ、乙の証言その他原告が提出する証拠によっても、電話、インターネット及び郵便が本件不動産貸付業において、具体的にどのような頻度及び態様で使用されていたか、また、業務上必要な部分とそうでない部分とがどのように区分されるかは不明であるといわざるを得ない。そうすると、上記通信費につき、その主たる部分が本件不動産貸付業の業務の遂行上必要であり、かつ、その必要

である部分を明らかに区分することができる場合（所得税法45条1項1号、同法施行令96条1号）に該当するとはいえないから、これを本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきである。

(9) 水道光熱費について

原告は、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「水道光熱費」の「自宅」欄に記載のとおり、自宅の2分の1を事務所として使用していたから、水道光熱費の2分の1を必要経費に算入すべきである旨主張する。

しかしながら、前記(2)イで検討したとおり、このような自宅の使用に係る費用を本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきであるから、上記の自宅に係る水道光熱費を必要経費に算入することはできない。

(10) 消耗品費及びその他の経費

ア 消耗品費について

原告は、別表5の平成19年分ないし平成21年分の「消耗品費」欄に記載のとおり、①平成19年分につき、インク代、封筒代、ボックス代、ケースポリ袋代、ファイル代並びに玄関錠代及び玄関に飾り付ける花代の合計のうち事業用として2分の1を乗じた金額、②平成20年分につきスピーカー代、デジタルAV代、無香代、AMディスク代、O代、ハードディスク代、タップ代並びに庭除虫剤代及び玄関に飾り付ける花代の合計のうち事業用として2分の1を乗じた額、③平成21年分につき、乙がまとめた集計表の金額を必要経費に算入すべきである旨主張する。

そこで、まず上記①、②のうち、玄関錠代、庭除虫剤代及び花代について検討すると、原告の主張によればこれらは自宅に係る費用であるところ、前記(2)イで検討したとおり、このような自宅の使用に係る費用を本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきであるから、上記の費用を必要経費に算入することはできない。

次に、上記①、②のうち、自宅に係る費用以外の消耗品費について検討すると、原告の主張によればこれらの消耗品はいずれも自宅で使用されたものであって、家庭用としても使用され得るものであるから、その購入費用は、家事関連費に当たると考えられる。そして、これらの消耗品の使用の態様等を示す的確な証拠は存在しないことからすれば、その主たる部分が本件不動産貸付業の業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合（所得税法45条1項1号、同法施行令96条1号）に該当するとはいえないから、これを本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきである。

さらに、③平成21年分の消耗品費について検討すると、原告は、乙がまとめた集計表の金額である3万4419円が必要経費に当たると主張するが、これらの支出があったことや本件不動産貸付業の業務に関連していることを示す的確な証拠は存在しないことからすれば、これを本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきである。

以上によれば、原告の主張する上記消耗品費は、いずれも必要経費に算入することができない。

イ 平成19年分のP物件に係る費用について

原告は、別表5の平成19年分の「その他の経費」の「P物件」欄に記載のとおり、同年

分につき、P物件に係る広告印刷代4400円、コピー代50円、印鑑証明代400円の合計4450円を必要経費に算入すべきであると主張する。

そこで検討すると、証拠（乙1の1・21枚目）によれば、本件ノートには、平成19年分のP物件につき、印鑑証明400円、コピー60円、広告印刷4000円との記載があることが認められる。

しかしながら、前記1(2)及び3(2)において検討したとおり、本件ノートは、所得税法148条1項の要件を満たす帳簿書類とはいえない上、家事費等を含む事項を雑然と列挙したものにすぎず、帳簿としての信用性に乏しい。そのほか、これらの支出があったことや本件不動産貸付業の業務に関連していることを示す的確な証拠は存在しないことからすれば、これを本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきである。

#### ウ 平成20年分及び平成21年分のその他の経費について

原告は、別表5の平成20年分及び平成21年分の「その他の経費」欄に記載のとおり、平成20年分につき両替手数料210円、平成21年分につき乙がまとめた集計表の金額である1万5048円を必要経費に算入すべきであると主張する。

しかしながら、これらの支出があったことや本件不動産貸付業の業務に関連していることを示す的確な証拠は存在しないことからすれば、これを本件不動産貸付業に係る不動産所得の必要経費に算入することはできないというべきである。

#### (11) 小括

以上の検討によれば、平成19年分ないし平成21年分の必要経費の額は、いずれも別表5の「被告主張額等」の各「金額」欄に記載のとおりと認められ、したがって、上記各年分の必要経費の合計額は、同表の「被告主張額等」の「必要経費合計」欄に記載のとおり、平成19年分につき514万9880円、平成20年分につき899万0614円、平成21年分につき643万7148円であると認められる。

#### 5 争点5（平成18年分及び平成20年分の雑損控除の可否）について

(1) 原告は、雑損控除に関し、平成18年11月末頃に現金3000万円の盗難（本件盗難1）が判明し、更に平成20年中に504万2300円相当の金品の盗難（本件盗難2）があったから、これらの雑損失について、雑損控除がされるべきであると主張する。そこで、以下、原告が主張する各盗難の事実の有無につき検討する。

(2) 証拠（乙2、4）によれば、原告又は乙は、本件盗難1及び2に関して、津島警察署長に対し、①平成19年3月14日付けで、平成17年11月20日から平成18年11月30日までの間に自宅にあった現金3000万円及び生活用品等が盗まれた旨、②平成21年2月10日付けで、平成20年11月25日に自宅にあった現金及び財布等が盗まれた旨、③平成21年2月10日付けで、平成20年4月18日から同月24日までの間に、自宅にあった商品券及び生活用品等が盗まれた旨、④平成21年3月12日付けで、平成20年6月1日から平成21年2月12日までの間に、自宅にあった約626万8200円相当の生活用品等が盗まれた旨、⑤平成21年3月5日付けで、平成19年10月10日から平成21年1月22日までの間に、「M教室物置」にあった生活用品等が盗まれた旨を、それぞれ「確認願」と題する書面により届け出たことが認められる。

しかしながら、これらの「確認願」は、いずれも原告又は乙が警察に盗難被害を届け出た事

実を裏付けるにとどまるほか、被害があったとされる期間は、自宅に限って見ても、上記①の確認願につき約1年、上記④の確認願につき約8か月といった長期にわたるものである上、上記②と④の確認願の被害期間が重複していたり、上記②及び④の確認届を提出した後になって、同提出の日より約8か月もさかのぼる期間を被害期間に含む上記④の確認届を提出するなど、被害があったとされる日時は曖昧なものといわざるを得ない。そして、自宅から盗まれたものとして記載されているのは、現金のほか、多種かつ大量に及ぶ日常的な生活用品等であり、乙等の原告の家族が継続的に居住していた自宅から、このような多種かつ大量に及ぶ日常的な生活用品等が複数回にわたり盗まれるというのは、それ自体としても不自然であるし、上記のようにその被害があったとされる日時が曖昧であるのも極めて不自然であるというほかない。

この点に関し、乙は、①本件盗難1の現金3000万円については、現金を100万円ずつ封筒に入れ、封筒を5個ずつ入れたバッグを合計6個、自宅1階の部屋の棚に保管していた、②現金を旧1万円札と新1万円札とに分けて違う場所に貯蓄していたが、なるべく新1万円札を貯蓄に回し、旧1万円札を使用することにしたため、平成17年11月以降は、旧1万円貯蓄をすることがなくなり、旧1万円札で貯蓄していた3000万円を入れていたバッグを見る機会もなくなった旨の供述ないし証言をする（甲11・7ないし10頁、証人乙・1ないし6頁）。

しかしながら、3000万円もの現金を自宅内に保管しながら、約1年間もその現金を確認しないのは不自然であるし、乙が、本件盗難1にあった後も、1000万円以上の現金を自宅で保管していたと証言している点も（証人乙・36頁）、多額の現金の盗難被害を受けた者の行動として不自然であるといわざるを得ない。さらに、証拠（乙10・5頁）によれば、原告及びその子らは、3000万円の現金が自宅にあったことを知らなかったことがうかがわれ、乙も、3000万円をへそくりとして貯めていたので、家族はその存在を知らなかった旨の供述ないし証言をするが（甲11・9頁、証人乙・6頁）、3000万円との金額がいわゆるへそくりとして理解するには多額に過ぎることは否めないところ、乙が家族に秘匿しながら3000万円もの多額の現金を蓄えておくような具体的な理由があったとはうかがえないし、自宅の部屋の棚に3000万円もの多額の現金を保管していたにもかかわらず、家族がその存在に気付かないというのも不自然であるというべきである。以上の点に照らせば、乙の供述ないし証言は、不自然な点が多く、採用することができない。

なお、原告は、盗難があったため防犯カメラを設置したとして、防犯カメラ及びその設置費用の領収書（甲14、15）を提出するが、原告が防犯カメラを設置したことから、本件盗難1及び2があったと直ちに推認することはできない。また、原告は、泥棒が自宅の玄関扉や引き戸に傷をつけ又はこじ開けた痕跡が残っているとして、自宅の写真（甲12の2）を提出するが、写真上、鍵が壊された痕跡は明らかでないし、扉等の傷も通常の使用で生じたものか、侵入者につけられたものかは判然としないものといわざるを得ない。

そして、そのほかにも、本件盗難1及び2があったことを示す客観的証拠は何ら存在しない。

(3) 以上によれば、本件盗難1及び2があったものとは認められず、これらに基づく雑損控除を認めることはできないというべきである。

#### 6 争点6（消費税等に係る仕入税額控除の可否）について

(1) 消費税法30条1項によれば、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、国内において課税仕入れを行った場合（同項1号）、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間

の同法45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除するものとされている。

また、消費税法30条7項によれば、同条1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れの税額については、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合を除き、適用しないものとされている。

そして、消費税法30条8項は、同条7項に規定する帳簿とは、課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②課税仕入れを行った年月日、③課税仕入れに係る資産又は役務の内容、④課税仕入れに係る支払対価の額が記載されたものとする旨定めている。

加えて、消費税法施行令50条1項によれば、消費税法30条1項により課税仕入れに係る消費税額の控除を受けようとする事業者は、同条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、これらを法定の期間保存することが求められる。

以上の規定によれば、事業者が消費税30条7項に規定する帳簿及び請求書等を保存していない場合には、同条1項が適用されないことになるが、このような法的不利益が特に定められたのは、資産の譲渡等が連鎖的に行われる中で、広く、かつ、薄く資産の譲渡等に課税するという消費税により適正な税収を確保するには、上記帳簿及び請求書等という確実な資料を保存させることが必要不可欠であると判断されたためであると考えられる（最高裁平成●●年（○）第●●号同16年12月16日第一小法廷判決・民集58巻9号2458頁参照）。

(2) 前記(1)で検討した消費税法30条の趣旨に照らせば、同条7項に規定する帳簿には、適正な税収を確保するため、正確な記載が要求されるものであり、「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」（同条8項1号イ）の記載は、相手方を特定できる程度のものであることを要し、略称又は屋号を用いる場合には、当該略称又は屋号が周知性を有しそのみで相手方を特定できること、又は、正確な氏名又は名称を示す仕入先一覧表等の補助資料により相手方を特定できるような措置が講じられていることを要すると解される。また、「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」（同条ハ）の記載は、当該仕入れが課税仕入れに当たるか否かを判別できる程度の内容が記載されていることを要すると解される。

上記の解釈を踏まえて、本件ノートが消費税法30条7項に規定する帳簿に該当するか否かについて検討すると、証拠（乙1）及び弁論の全趣旨によれば、相手方の氏名又は名称は、略称又は屋号で記載されていることが認められるところ、これらの略称又は屋号が周知性を有しているとは認められないし、正確な氏名又は名称を示す仕入先一覧表等の補助資料等により相手方を特定できるような措置が講じられていたとも認められない。また、証拠（乙1）によれば、本件ノートには、食料品等の家事費が修繕費の項目に多数記載されているなど、当該仕入れが課税仕入れに当たるか否かを判別できる程度の記載がされているものとは認められない。そうすると、本件ノートは、消費税法30条8項1号所定の帳簿の記載事項に関する要件を満たさないから、同条7項に規定する帳簿には該当しないものというべきである。

そして、原告は、本件ノートのほかには、本件各課税期間において同項に規定する帳簿を保存していたことを主張立証するものではない。そうすると、本件各課税期間について、原告は、消費税法30条7項に規定する帳簿を保存しない場合に該当するものというべきであり、その余の点について判断するまでもなく、同条1項の適用を受けないものというべきである。

(3) 以上によれば、本件各課税期間について、消費税等に係る仕入税額控除を認めることはできない。

#### 7 本件各処分等の適法性について

##### (1) 本件青色取消処分の適法性

前記1で検討したとおり、本件青色取消処分は適法である。

##### (2) 本件18年分所得税更正処分の適法性

前記5で検討したとおり、平成18年分の所得税につき、雑損控除を認めることはできないところ、その場合に翌年へ繰り越す雑損失の金額が0円になることについて争いはない。したがって、平成18年分の所得税について翌年へ繰り越す雑損失の金額を0円に減少させた本件18年分所得税更正処分は適法である。

##### (3) 本件19年分所得税更正処分等の適法性

前記1ないし5で検討したところによれば、平成19年分の所得税につき、争点のうち、本件不動産貸付業に係る不動産所得の総収入金額は少なくとも1157万3482円と認められ(被告主張額は1157万7982円である。)、その余は被告の主張のとおりと認められる。また、その余の課税根拠事実については争いがない。

そこで、以上を前提として平成19年分の所得税の税額等を計算すると、別表10の「判決認定額」欄に記載のとおりとなる。同計算により算出される税額は、本件19年分所得税更正処分等と同額かこれを上回るから、本件19年分所得税更正処分等はいずれも適法である。

##### (4) 本件19年消費税更正処分等の適法性

前記2(1)ウ(ア)で検討したところによれば、H物件に係る丁及びJ関連の平成19年課税期間の原告の賃料収入は、少なくとも3万0750円(丁名義分2万3250円、J名義分7500円)と認められるところ、この金額を前提とすれば、被告主張額(丁分2万7750円及びJ分7500円の合計3万5250円。別表9参照)よりも4500円少ないこととなる。他方、前記6で検討したとおり、平成19年課税期間の消費税等につき、仕入税額控除は認められないし、その余の課税根拠事実については争いはない。

そこで、平成19年課税期間につき、合計課税売上金額を被告主張額の254万8895円(別表9)よりも4500円少ない254万4395円とし、以上を前提として消費税の税額等を計算すると、別表11の「判決認定額」欄に記載のとおりとなる。同計算により算出される税額は、本件19年消費税更正処分等と同額であるから、本件19年消費税更正処分等はいずれも適法である。

##### (5) 本件20年分所得税更正処分等の適法性

ア 原告は、平成20年分の不動産所得の総収入金額に関し、H物件の丁からの賃料収入は1万6300円である旨や、Jは丁に関する賃料振込名義人であって、丁からの上記収入とは別にJからの収入があるわけではない旨を主張する。

そこで、この点については、仮に原告の主張に従い、丁からの賃料収入を1万6300円とし(原告の賃料収入は、持分割合4分の3を乗じた1万2225円となる。)、Jからの賃料収入を0円として、税額を計算することとする。なお、原告は、Jからの平成20年1月分ないし3月分の賃料収入7500円を控除すべきであると主張するが、そもそも、被告が主張するJからの賃料収入は、同年1月分の賃料2500円(原告の賃料収入は持分割合4分の3を乗じた1875円)のみであるから(別表9参照)、この1875円を控除すれば、

同一の収入についての別名義での計上の重複の問題は生じない。

イ 他方、前記1ないし5で検討したところによれば、平成20年分の所得税につき、争点のうち、前記アの点のほかは被告の主張のとおりと認められる。また、その余の課税根拠事実については争いがない。

ウ そこで、以上を前提として平成20年分の所得税の税額等を計算すると、別表12の「原告主張額」欄に記載のとおりとなる。同計算により算出される税額は、本件20年分所得税更正処分等と同額かこれを上回るから、前記アの点につき原告の主張に従ったとしても、本件20年分所得税更正処分等はいずれも適法である。

(6) 本件20年消費税更正処分等の適法性

平成20年課税期間の消費税についても、前記(5)アの点につき、仮に原告の主張に従い、丁からの賃料収入を1万6300円とし（原告の賃料収入は、持分割合4分の3を乗じた1万2225円となる。）、Jからの賃料収入を0円として、税額を計算することとする。他方、前記6で検討したとおり、平成20年課税期間の消費税等につき、仕入税額控除は認められないし、その余の課税根拠事実については争いはない。

そこで、以上を前提として平成20年課税期間の消費税の税額等を計算すると、別表13の「原告主張額」欄に記載のとおりとなる。同計算により算出される税額は、本件20年消費税更正処分等と同額かこれを上回るから、本件20年消費税更正処分等はいずれも適法である。

(7) 本件21年分所得税更正処分等の適法性

前記1ないし5で検討したところによれば、平成21年分の所得税につき、争点については被告の主張のとおりと認められる。また、その余の課税根拠事実については争いがない。

そこで、以上を前提として平成21年分の所得税の税額等を計算すると、別表6の「平成21年分」の「被告主張額」欄に記載のとおりとなる。同計算により算出される税額は、本件21年分所得税更正処分等と同額かこれを上回るから、本件21年分所得税更正処分等はいずれも適法である。

(8) 本件21年消費税更正処分の適法性

前記6で検討したとおり、平成21年課税期間の消費税等につき、仕入税額控除は認められない。また、その余の課税根拠事実については争いはない。

そこで、以上を前提として平成21年課税期間の消費税の税額等を計算すると、別表8の「平成21年課税期間分」の「被告主張額」欄に記載のとおりとなる。同計算により算出される税額は、本件21年消費税更正処分を上回るから、本件21年消費税更正処分は適法である。

(9) 本件各処分等の適法性（まとめ）

以上のとおり、本件各処分等は、いずれも適法である。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 谷口 豊

裁判官 貝阿彌 亮

裁判官黒田吉人は、転補のため署名押印することができない。



(別紙1)

代理人目録

1 原告

(1) 原告訴訟代理人弁護士

吉田太郎 大菅剛 山内亘 前田真樹 正田光孝 西宮英彦 仲村諒

(2) 谷原誠訴訟復代理人弁護士

小林大貴

2 被告指定代理人

菊池豊 片野美千子 久保山久治 大野真一

以上

(別紙2)

略語一覧表

乙

乙

丙

丙

本件不動産貸付業

原告が営んでいた不動産貸付業

本件ノート

平成19年分、平成20年分及び平成21年分の原告の不動産所得に係る総収入金額及び必要経費を1年ごとに記載した、乙作成のノート3冊(乙1の1ないし3)

本件各年分

平成18年分ないし平成21年分

本件青色取消処分

津島税務署長が平成22年7月5日付けで原告に対してした平成19年分以降の所得税の青色申告の承認を取り消す旨の処分

本件18年分所得税更正処分

津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成18年分の所得税に係る更正処分(津島税務署長が同日付けでした他の年度分の所得税に係る更正処分についても同様に表記する。ただし、「本件20年分所得税更正処分」は、平成22年12月1日付け異議決定により一部取り消された後のものをいう。)

本件19年分賦課決定処分(所得税)

津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の賦課決定処分(津島税務署長が同日付けでした他の年度分の所得税に係る過少申告加算税の賦課決定処分についても同様に表記する。ただし、「本件20年分賦課決定処分(所得税)」は、平成22年12月1日付け異議決定により一部取り消された後のものをいう。)

本件19年分所得税更正処分等

本件19年分所得税更正処分及び本件19年分賦課決定処分(所得税)(他の年度分の所得税に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分についても同様に表記する。)

本件各所得税更正処分

本件18年分所得税更正処分、本件19年分所得税更正処分、本件20年分所得税更正処分及び本件21年分所得税更正処分

本件各賦課決定処分(所得税)

本件19年分賦課決定処分(所得税)、本件20年分賦課決定処分(所得税)及び本件21年分賦課決定処分(所得税)

本件各所得税更正処分等

本件18年分所得税更正処分、本件19年分所得税更正処分等、本件20年分所得税更正処分等及び本件21年分所得税更正処分等(すなわち、本件各所得税更正処分及び本件各賦課決定処分(所得税))

平成19年課税期間

平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間（他の課税期間についても同様に表記する。）

消費税等

消費税及び地方消費税

本件各課税期間

平成19年課税期間ないし平成21年課税期間

本件19年消費税更正処分

津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成19年課税期間の消費税等に係る更正処分（津島税務署長が同日付けでした他の課税期間の消費税等に係る更正処分についても同様に表記する。ただし、「本件19年消費税更正処分」は、平成23年12月22日付け判決により一部取り消された後のものをいう。）

本件19年賦課決定処分（消費税）

津島税務署長が平成22年7月8日付けで原告に対してした平成19年課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の賦課決定処分（津島税務署長が同日付けでした他の課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の賦課決定処分についても同様に表記する。）

本件19年消費税更正処分等

本件19年消費税更正処分及び本件19年賦課決定処分（消費税）（平成20年課税期間の消費税等に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分についても同様に表記する。）

本件各消費税更正処分

本件19年消費税更正処分、本件20年消費税更正処分及び本件21年消費税更正処分

本件各賦課決定処分（消費税）

本件19年賦課決定処分（消費税）及び本件20年賦課決定処分（消費税）

本件各消費税更正処分等

本件19年消費税更正処分等、本件20年消費税更正処分等及び本件21年消費税更正処分（すなわち、本件各消費税更正処分及び本件各賦課決定処分（消費税））

本件各更正処分等

本件各所得税更正処分等及び本件各消費税更正処分等

本件各処分等

本件青色取消処分及び本件各更正処分等

家事費

家事上の経費

家事関連費

家事費に関連する経費

以上

関係法令等の定め

第1 所得税法及び関連法令等

1 青色申告承認について

(1) 所得税法143条(青色申告)

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行なう居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及び当該申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

(2) 所得税法148条1項(青色申告者の帳簿書類)

143条(青色申告)の承認を受けている居住者は、財務省令で定めるところにより、同条に規定する業務につき帳簿書類を備え付けてこれに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

(3) 所得税法150条1項(青色申告の承認の取消し)

143条(青色申告)の承認を受けた居住者につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に掲げる年までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあったときは、その居住者の当該年分以後の各年分の所得税につき提出したその承認に係る青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

1号 その年における143条に規定する業務に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が148条1項(青色申告者の帳簿書類)に規定する財務省令で定めるところに従って行われていないこと。その年

2号及び3号(略)

(4) 所得税法施行規則56条(青色申告者の備え付けるべき帳簿書類)

ア 1項

青色申告者(所得税法143条(青色申告)の承認を受けている居住者をいう。以下この節において同じ。)は、所得税法148条1項(青色申告者の帳簿書類)の規定により、その不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿書類については、次条から64条まで(青色申告者の帳簿書類の備付け等)に定めるところによらなければならない。ただし、当該帳簿書類については、次条から59条まで(青色申告者の帳簿書類)、61条(貸借対照表及び損益計算書)及び64条(帳簿書類の記載事項等の省略又は変更)の規定に定めるところに代えて、財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる。

イ 2項(略)

ウ 3項

財務大臣は、1項ただし書の定めをしたときは、これを告示する。

(5) 所得税法施行規則57条1項(取引の記録等)

青色申告者は、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように次の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引(以下この節において「取引」という。)を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

1号 不動産所得については、その不動産所得を生ずべき所得税法26条1項(不動産所得)に

規定する不動産等の貸付けに係る資産、負債及び資本

2号及び3号（略）

(6) 所得税法施行規則58条1項（取引に関する帳簿及び記載事項）

青色申告者は、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、財務大臣の定める取引に関する事項を記載しなければならない。

(7) 所得税法施行規則59条（仕訳帳及び総勘定元帳の記載方法）

ア 1項

青色申告者は、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならない。

イ 2項

青色申告者は、総勘定元帳には、その勘定ごとに、記載の年月日、相手方の勘定科目及び金額を記載しなければならない。

2 不動産所得について

所得税法26条（不動産所得）

(1) 1項

不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（以下この項において「不動産等」という。）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。）による所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

(2) 2項

不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

3 収入について

所得税法36条1項（収入金額）

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

4 事業専従者控除について

(1) 所得税法57条（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）

ア 1項

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「青色事業専従者」という。）が当該事業から次項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る

不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする。

イ 3項

居住者（1項に規定する居住者を除く。）と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「事業専従者」という。）がある場合には、その居住者のその年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、各事業専従者につき、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を必要経費とみなす。

1号 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その居住者の配偶者である事業専従者 86万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 50万円

2号 その年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合の金額とする。）を当該事業に係る事業専従者の数に1を加えた数で除して計算した金額

ウ 8項

青色事業専従者又は事業専従者の要件の細目、2項の書類に記載した事項を変更する場合の手続その他1項又は3項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(2) 所得税法施行令165条（親族が事業に専ら従事するかどうかの判定）

ア 1項

法57条1項又は3項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が専らその居住者の営むこれらの規定に規定する事業に従事するかどうかの判定は、当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6月をこえるかどうかによる。（以下略）

イ 2項

前項の場合において、同項に規定する親族につき次の各号の一に該当する者である期間があるときは、当該期間は、同項に規定する事業に専ら従事する期間に含まれないものとする。

1号 学校教育法1条（学校の範囲）、124条（専修学校）又は134条1項（各種学校）の学校の学生又は生徒である者（夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法124条又は同項の学校の生徒で常時修学しないものその他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）

2号 他に職業を有する者（その職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）

3号 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

5 必要経費について

(1) 所得税法37条1項（必要経費）

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち35条3項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を

得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

(2) 所得税法45条1項（家事関連費等の必要経費不算入等）

居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

1号 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの

2号ないし11号（略）

(3) 所得税法施行令96条（家事関連費）

所得税法45条1項1号（必要経費とされない家事関連費）に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

1号 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費

2号 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

(4) 所得税法施行令134条（減価償却資産の償却累積額による償却費の特例）（平成23年政令第195号による改正前のもの。本文において同じ。）

ア 1項

居住者の有する次の各号に掲げる減価償却資産の償却費としてその者のその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額と当該減価償却資産につき当該各号に規定する償却の方法により計算したその年分の償却費の額に相当する金額との合計額が当該各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該減価償却資産については、131条から前条までの規定にかかわらず、当該償却費の額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した金額をもってその年分の償却費の額とする。

1号 平成19年3月31日以前に取得されたもの（括弧内略）で、そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、旧国外リース期間定額法、120条の3第1項（減価償却資産の特別な償却の方法）に規定する償却の方法又は121条の2第1項（リース賃貸資産の償却の方法の特例）に規定する旧リース期間定額法を採用しているもの 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 6条1号から7号まで（減価償却資産の範囲）に掲げる減価償却資産（坑道並びにニ及びホに掲げる減価償却資産を除く。） その取得価額（減価償却資産の償却費の額の計算の基礎となる取得価額をいう。以下この条及び次条1項において同じ。）の100分の95に相当する金額

ロないしホ（略）

2号（略）

イ 2項

居住者の有する前項1号イ又はハに掲げる減価償却資産（そのよるべき償却の方法として同号に規定する償却の方法を採用しているものに限る。）の償却費としてその者のその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額が当該減価償却資産の同号イ又はハに定める金額に達している場合には、当該減価償却資産については、131条から前条まで及び同項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の取得価額から同号イ又はハに定める金額及び1円を控除した金額を5で除して計算した金額（当該計算した金額と当該減価償却資産の償却費としてその者のその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額との合計額が当該減価償却資産の取得価額から1円を控除した金額を超える場合には、当該超える部分の金額を控除した金額）をもってその年分の償却費の額とする。

## 6 雑損控除について

### (1) 所得税法2条26号（定義）

雑損失の金額 72条1項（雑損控除）に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

### (2) 所得税法72条（雑損控除）

#### ア 1項

居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（62条1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）及び70条3項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年における当該損失の金額（当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下この項において「損失の金額」という。）の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

1号 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）が5万円以下である場合（その年における災害関連支出の金額がない場合を含む。）その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の10分の1に相当する金額

2号 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が5万円を超える場合 その年における損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち5万円を超える部分の金額を控除した金額と前号に掲げる金額とのいずれか低い金額

3号 その年における損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合5万円と1号に掲げる金額とのいずれか低い金額

#### イ 2項

前項に規定する損失の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

#### ウ 3項

1項の規定による控除は、雑損控除という。

## 第2 消費税法及び関連法令

### 1 消費税法2条（定義）

#### (1) 3号

個人事業者 事業を行う個人をいう。

#### (2) 4号

事業者 個人事業者及び法人をいう。

#### (3) 12号

課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法28条1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、7条1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び8条1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

### 2 消費税法30条（仕入れに係る消費税額の控除）

#### (1) 1項

事業者（9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

1号 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行った日

2号及び3号（略）

#### (2) 7項

1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

#### (3) 8項

前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。

1号 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ 課税仕入れを行った年月日

ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ニ 1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

2号(略)

(4) 9項

7項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。

1号 事業者に対し課税資産の譲渡等(7条1項、8条1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。)を行う他の事業者(当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者)が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項(当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項)が記載されているもの

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日(課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間)

ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

ニ 課税資産の譲渡等の対価の額(当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。)

ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

2号 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの(当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。)

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ハ 課税仕入れを行った年月日(課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間)

ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ホ 1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

3号(略)

(5) 10項

7項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿及び同項に規定する請求書等の保存に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 消費税法施行令50条1項(課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等)

消費税法30条1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には1月とする。次項において同じ。)を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。ただし、財務省令で定める場合に該当する同条7項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から5年間を超えて保存することを要しない。

以上

(別紙4)

本件各更正処分等の根拠及び適法性 (被告の主張)

1 本件各所得税更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額等は、別表6「所得税の総所得金額及び納付すべき税額等」記載のとおりであり、その算定の根拠は、次のとおりである。

(1) 平成18年分(別表6の「平成18年分」の「被告主張額」欄参照)

ア 不動産所得の金額(順号①の金額) △457万3941円

上記金額は、原告が平成19年3月15日に津島税務署長に提出した平成18年分所得税確定申告書第一表(乙2号証1枚目)の「所得金額」欄の「不動産 3」欄の金額と同額である。

イ 給与所得の金額(順号②の金額) 1767万0455円

上記金額は、平成18年分所得税確定申告書第一表の「所得金額」欄の「給与 6」欄の金額と同額である。

ウ 総所得金額(順号④の金額) 1309万6514円

上記金額は、前記ア及びイの合計金額であり、平成18年分所得税確定申告書第一表の「所得金額」欄の「合計 9」欄の金額と同額である。

エ 所得控除の額の合計額(順号⑤の金額) 280万8225円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額である。

(ア) 雑損控除 0(零)円

原告が盗難に遭ったとの事実は認められず、雑損控除は認められない。

(イ) その他の控除 280万8225円

その他の所得控除の額については、平成18年分所得税確定申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」各欄の金額と同額である(所得税法73ないし76条、同84条及び同86条)。

オ 課税総所得金額(順号⑥の金額) 1028万8000円

上記金額は、前記ウからエを控除した金額(ただし、国税通則法(平成23年法律第114号による改正前のもの。以下「通則法」という。)118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

カ 課税総所得金額に対する税額(順号⑦の金額) 185万6400円

上記金額は、前記オの金額に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

キ 定率減税額(順号⑧の金額) 12万5000円

上記金額は、前記カの金額に100分の10を乗じて計算した金額(当該金額が12万5000円を超える場合には、12万5000円)である(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成18年3月号外法律第10号による廃止前のもの。)6条)。

ク 源泉徴収税額(順号⑨の金額) 190万9973円

上記金額は、平成18年分所得税確定申告書第1表の「税金の計算」欄の「源泉徴収税額 38」欄の金額と同額である。

ケ 申告納税額(順号⑩の金額) △17万8573円

上記金額は、前記カからキ及びクを差し引いた金額である。なお、「△」は還付される税額を現す。

コ 確定納税額（順号⑪の金額） △ 1 9 0 万 9 9 7 3 円

上記金額は、原告の平成18年分所得税確定申告書に基づき、既に還付された税額である。

サ 差引納付すべき税額（順号⑫の金額） 0（零）円

上記金額は、本来、前記ケからコを差し引いた173万1400円が納付すべき税額となるべきところ、法定申告期限内に確定申告書の提出があったものに係る賦課決定は、その更正に係る国税の法定申告期限から3年を経過した日以後においてははすることができない旨の規定（通則法70条1項）に基づき、0（零）円としたものである。

シ 翌年へ繰り越す雑損失の金額（順号⑬の金額） 0（零）円

原告が盗難被害に遭ったとの事実は認められないことから、翌年に繰り越す雑損失の金額はない。

なお、当該処理は、純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを減少させる更正は、5年を経過する日まですることができる旨の規定（通則法70条2項3号）に基づくものである。

(2) 平成19年分（別表6の「平成19年分」の「被告主張額」欄参照）

ア 不動産所得の金額（順号①の金額） 6 4 2 万 8 1 0 2 円

上記金額は、後記(ア)から(イ)を差し引いた金額であり、別表7の「平成19年分」欄の「⑤不動産所得の金額」欄に記載の金額である。

(ア) 不動産所得に係る総収入金額（順号①Aの金額） 1 1 5 7 万 7 9 8 2 円

上記金額は、別表4の平成19年分に関する「被告の主張額」欄の「合計」欄に記載の金額である。

(イ) 不動産所得に係る必要経費の金額（順号①Bの金額） 5 1 4 万 9 8 8 0 円

上記金額は、別表7の「平成19年分」欄の「②必要経費合計」欄に記載の金額である。

イ 給与所得の金額（順号②の金額） 1 2 6 6 万 5 7 1 9 円

上記金額は、原告が平成20年3月17日に津島税務署長に提出した平成19年分所得税確定申告書第一表（乙3号証1枚目）の「所得金額」欄の「給与 6」欄の金額と同額である。

ウ 総所得金額（順号④の金額） 1 9 0 9 万 3 8 2 1 円

上記金額は、前記ア及びイの合計金額である。

エ 所得控除の額の合計額（順号⑤の金額） 3 3 7 万 1 1 1 0 円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の合計金額である。

(ア) 医療費控除 0（零）円

平成19年分所得税確定申告書において、原告が医療費控除の対象として申告した医療費支払金額15万9800円のうち、医療費控除の対象とはならない交通費及び健康診断料の合計額7万0920円を差し引いた額8万7880円が、医療費控除の計算の対象となる医療費の金額となるところ、当該金額は、医療費控除に計算において控除することとなる総所得金額の5%に相当する金額（上限10万円）を下回る結果、医療費控除の額は0（零）円となる（所得税法73条）。

(イ) 配偶者控除 3 8 万円

乙は、所得税法57条3項規定の事業専従者に該当せず、控除対象配偶者として配偶者控

除の適用を受けることとなる（同法83条）。

(ウ) その他の所得控除 299万1110円

その他の所得控除の額については、平成19年分所得税確定申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」各欄の金額と同額である（所得税法74ないし76条、同84条及び同86条）。

オ 課税総所得金額（順号⑥の金額） 1572万2000円

上記金額は、前記ウからエを控除した金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

カ 課税総所得金額に対する税額（順号⑦の金額の金額） 365万2260円

上記金額は、前記オに所得税法89条1項に規定する税率を乗じた金額である。

キ 源泉徴収税額（順号⑨の金額） 162万9100円

上記金額は、平成19年分所得税確定申告書第一表の「税金の計算」欄の「源泉徴収税額38」欄の金額と同額である。

ク 申告納税額（順号⑩の金額） 202万3100円

上記金額は、前記カからキを差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

ケ 確定納税額（順号⑪の金額） △162万9100円

上記金額は、平成19年分所得税確定申告書に基づき、既に還付された税額である。

コ 差引納付すべき税額（順号⑫の金額） 365万2200円

上記金額は、前記クからケを差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

サ 翌年へ繰り越す雑損失の金額（順号⑬の金額） 0（零）円

上記(1)シのとおり、平成18年分から繰り越される雑損失の金額はなく、平成19年分においても雑損失は発生していないから、平成20年へ繰り越す雑損失の金額はない。

(3) 平成20年分（別表6の「平成20年分」の「被告主張額」欄参照）

ア 不動産所得の金額（順号①の金額） 206万5297円

上記金額は、後記(ア)から(イ)を差し引いた金額であり、別表7の「平成20年分」欄の「不動産所得の金額」欄に記載の金額である。

(ア) 不動産所得に係る総収入金額（順号①Aの金額） 1105万5911円

上記金額は、別表4の平成20年分に関する「被告の主張額」欄の「合計」欄に記載の金額である。

(イ) 不動産所得に係る必要経費の金額（順号①Bの金額） 899万0614円

上記金額は、別表7の「平成20年分」欄の「②必要経費合計」欄に記載の金額である。

イ 給与所得の金額（順号②の金額） 1884万0168円

上記金額は、原告が平成21年3月16日に津島税務署長に提出した平成20年分所得税確定申告書第1表（乙4号証1枚目）の「所得金額」欄の「給与 6」欄の金額と同額である。

ウ 総所得金額（順号④の金額） 2090万5465円

上記金額は、前記ア及びイの合計金額である。

エ 所得控除の額の合計額（順号⑤の金額） 407万2474円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の合計金額である。

- (ア) 雑損控除 0 (零) 円  
原告が盗難被害に遭ったとの事実は認められず、雑損控除は認められない。
- (イ) 配偶者控除 38万円  
乙は、所得税法57条3項規定の事業専従者に該当せず、控除対象配偶者として、配偶者控除の適用を受けることとなる(同法83条)。
- (ウ) 扶養控除 76万円  
丙は、所得税法57条3項の事業専従者に該当せず、控除対象扶養親族として、平成20年分所得税確定申告書に控除対象扶養親族として記載されたNと併せ、扶養控除の適用を受けることとなる(同法84条)。
- (エ) その他の所得控除 293万2474円  
その他の所得控除の額については、平成20年分所得税確定申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」各欄の金額と同額である(所得税法73ないし76条及び同86条)。
- オ 課税総所得金額(順号⑥の金額) 1683万2000円  
上記金額は、前記ウからエを控除した金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。
- カ 課税総所得金額に対する税額(順号⑦の金額の金額) 401万8560円  
上記金額は、前記オに所得税法89条1項に規定する税率を乗じた金額である。
- キ 源泉徴収税額(順号⑨の金額) 341万1000円  
上記金額は、平成20年分所得税確定申告書第一表の「税金の計算」欄の「源泉徴収税額38」欄の金額と同額である。
- ク 申告納税額(順号⑩の金額) 60万7500円  
上記金額は、前記カからキを差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。
- ケ 確定納税額(順号⑪の金額) △341万1000円  
上記金額は、平成20年分所得税確定申告書に基づき、既に還付された税額である。
- コ 差引納付すべき税額(順号⑫の金額) 401万8500円  
上記金額は、前記クからケを差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。
- サ 翌年へ繰り越す雑損失の金額(別表6の順号⑬の金額) 0(零)円  
上記(2)サのとおり、平成18年分及び平成19年分から繰り越される雑損失の金額はなく、また、平成20年分においても雑損失は発生していないから、平成21年へ繰り越す雑損失の金額はない。
- (4) 平成21年分(別表6の「平成21年分」の「被告主張額」欄参照)
- ア 不動産所得の金額(順号①の金額) 196万8657円  
上記金額は、後記(ア)から(イ)を差し引いた金額であり、別表7の「平成21年分」欄の「不動産所得の金額」欄に記載の金額である。
- (ア) 不動産所得に係る総収入金額(順号①Aの金額) 840万5805円  
上記金額は、別表4の平成21年分に関する「被告の主張額」欄の「合計」欄に記載の金額である。
- (イ) 不動産所得に係る必要経費の金額(順号①Bの金額) 643万7148円

- 上記金額は、別表7の「平成21年分」欄の「②必要経費合計」欄に記載の金額である。
- イ 給与所得の金額（順号②の金額） 2030万3662円  
 上記金額は、原告が平成22年3月31日に津島税務署長に提出した平成21年分所得税修正申告書）第一表（乙6号証1枚目）の「所得金額」欄の「給与 6」欄の金額と同額である。
- ウ 総所得金額（順号④の金額） 2227万2319円  
 上記金額は、上記ア及びイの合計金額である。
- エ 所得控除の額の合計額（順号⑤の金額） 390万0066円  
 上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の合計金額である。
- (ア) 医療費控除 51万9170円  
 上記の金額は、平成21年分所得税修正申告書において、原告が医療費控除の対象として申告した医療費支払金額65万9970円のうち、医療費控除の対象とはならない交通費及び健康診断料の合計額4万0800円を差し引いた額61万9170円から、総所得金額の5%に相当する金額（上限10万円）を差し引いた額である（所得税法73条）。
- (イ) 配偶者控除 38万円  
 乙は、所得税法57条3項規定の事業専従者に該当せず、控除対象配偶者として、配偶者控除の適用を受けることとなる（同法83条）。
- (ウ) 扶養控除 38万円  
 丙は、所得税法57条3項の事業専従者に該当せず、控除対象扶養親族として、扶養控除の適用を受けることとなる（同法84条）。なお、平成21年分所得税修正申告書において控除対象扶養親族とされているNには、給与所得が38万円以上あることから、控除対象扶養親族に該当しない（同条）。
- (エ) その他の所得控除 262万0896円  
 その他の所得控除の額については、平成21年分所得税修正申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」各欄の金額と同額である（所得税法73ないし76条及び同86条）。
- オ 課税総所得金額（順号⑥の金額） 1837万2000円  
 上記金額は、前記ウからエを控除した金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- カ 課税総所得金額に対する税額（順号⑦の金額の金額） 455万2800円  
 上記金額は、前記オに所得税法89条1項に規定する税率を乗じた金額である。
- キ 源泉徴収税額（順号⑨の金額） 439万8815円  
 上記金額は、平成21年分所得税修正申告書第一表の「税金の計算」欄の「源泉徴収税額38」欄の金額と同額である。
- ク 申告納税額（順号⑩の金額） 15万3900円  
 上記金額は、前記カからキを差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- ケ 確定納税額（順号⑪の金額） △430万5915円  
 上記金額は、原告の平成21年分所得税修正申告書に基づき、既に還付された税額である。
- コ 差引納付すべき税額（順号⑫の金額） 445万9800円  
 上記金額は、前記クからケを差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

サ 翌年へ繰り越す雑損失の金額（順号⑬の金額）

0（零）円

上記(3)サのとおり、平成18年分ないし平成20年分から繰り越される雑損失の金額はなく、また、平成21年においても雑損失は発生していないから、平成22年へ繰り越す雑損失の金額はない。

## 2 本件各所得税更正処分の適法性

上記1のとおり、原告の差引納付すべき所得税額は、別表6の各年分の「被告主張額」欄の順号⑫「差引納付すべき税額」欄に記載の各金額（上記1の(1)サ、(2)コ、(3)コ及び(4)コに同じ。）のとおりであるところ、当該各金額は本件各所得税更正処分の金額（同表の各年分の「更正処分等」欄の順号⑫「差引納付すべき税額」欄に記載の金額）と同じかそれを上回る金額となるから、本件各所得税更正処分はいずれも適法である。

## 3 本件各賦課決定処分（所得税）の根拠

上記2のとおり、本件各所得税更正処分は適法であるところ、本件各所得税更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められないから、原告の所得税に係る過少申告加算税の額は別表6の各「⑭過少申告加算税の賦課決定額」欄の「被告主張額」欄に記載のとおりであり、その算定の根拠は、次のとおりである。

### (1) 本件19年分賦課決定処分（所得税）

原告に課されるべき過少申告加算税の額は、①本件19年分所得税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額251万円（本件19年分所得税更正処分による納付すべき税額88万8900円に、平成19年分所得税確定申告書に基づく還付金の額に相当する税額162万9100円を加算した金額251万8000円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じた金額25万1000円と、②通則法65条2項の規定に基づき、本件19年分所得税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった所得税額251万円のうち50万円を超える部分に相当する税額201万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に100分の5を乗じた金額10万0500円の合計額35万1500円となる。

### (2) 本件20年分賦課決定処分（所得税）

原告に課されるべき過少申告加算税の額は、①本件20年分所得税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額401万円（本件20年分所得税更正処分による納付すべき税額60万2600円に、平成20年分所得税確定申告書に基づく還付金の額に相当する税額341万1000円を加算した金額401万3600円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じた金額40万1000円と、②通則法65条2項の規定に基づき、本件20年分所得税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった所得税額401万円のうち50万円を超える部分に相当する税額351万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に100分の5を乗じた金額17万5500円の合計額57万6500円となる。

### (3) 本件21年分賦課決定処分（所得税）

原告に課されるべき過少申告加算税の額は、①本件21年分所得税更正処分により原告が新た

に納付すべきこととなった税額439万円（本件21年分所得税更正処分による納付すべき税額9万2300円に、平成21年分所得税修正申告書に基づく還付金の額に相当する税額430万5915円を加算した金額439万8215円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じた金額43万9000円と、②通則法65条2項の規定に基づき、本件21年分所得税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった所得税額439万円のうち50万円を超える部分に相当する税額389万円（通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に100分の5を乗じた金額19万4500円の合計額63万3500円となる。

#### 4 本件各賦課決定処分（所得税）の適法性

被告が本訴において主張する原告に課されるべき過少申告加算税の額は、上記3のとおりであり、当該各金額は、本件各賦課決定処分（所得税）における過少申告加算税の額（別表6の各年分の「更正処分等」欄の順号⑭「過少申告加算税の賦課決定額」欄に記載の金額）と同額であるから、本件各賦課決定処分（所得税）は、いずれも適法である。

#### 5 本件各消費税更正処分の根拠

原告は、消費税課税事業者選択届出書を提出しており、消費税法2条1項3号に規定する個人事業者に該当する。

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間における課税標準額及び納付すべき税額等は、別表8「消費税の課税標準額及び納付すべき税額等」の「被告主張額」欄に記載のとおりであり、その算定の根拠は、次のとおりである。

##### (1) 本件19年消費税更正処分について（別表8の「平成19年課税期間分」欄参照）

###### ア 消費税について

(ア) 課税標準額（「①課税標準額（1,000円未満切捨て）」欄の金額）

242万7000円

上記金額は、別表9「消費税の課税売上高（税込み）」の「合計課税売上金額（税込み）」欄に記載の金額に、105分の100を乗じて算定した金額（ただし、通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(イ) 消費税額（「②消費税額（①×4%）」欄の金額）

9万7080円

上記金額は、前記(ア)の金額に消費税法29条の規定による税率100分の4を乗じて算定した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額（「③控除対象仕入税額」欄の金額）

0（零）円

原告には消費税法30条1項の規定による課税仕入れに係る消費税額の控除は認められない。

(エ) 差引税額（「④差引税額（②－③）（100円未満切捨て）」欄の金額）

9万7000円

上記金額は、前記(イ)から前記(ウ)を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(オ) 納付税額（「⑤消費税の納付税額（④）」欄の金額）

9万7000円

上記金額は、原告には中間納付税額はないため、上記(エ)と同額となる。

###### イ 地方消費税について

(ア) 課税標準額（「⑥地方消費税の課税標準となる消費税額」欄の金額） 9万7000円  
地方税法72条の82の規定により、上記ア(エ)と同額となる。

(イ) 譲渡割額（「⑦譲渡割額（⑥×25%）（100円未満切捨て）」欄の金額）  
2万4200円

上記金額は、前記(ア)に地方税法72条の83の規定による税率100分の25を乗じた金額（ただし、地方税法20条の4の2の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ウ) 納付譲渡割額（「⑧納付譲渡割額」欄の金額） 2万4200円  
上記金額は、原告には中間納付譲渡割額はないため、前記(イ)の金額と同額となる。

ウ 納付すべき消費税等の額（「⑨消費税及び地方消費税の合計税額（⑤+⑧）」欄の金額）  
12万1200円  
上記金額は、前記ア(オ)及び前記イ(ウ)の合計金額である。

エ 既確定額（「⑩既確定額」欄の金額） 7万0800円  
上記金額は、原告の平成19年課税期間分の確定申告に基づき、既に納付された税額である。

オ 差引納付すべき税額（「⑪消費税及び地方消費税の合計税額の差額（⑨-⑩）（100円未満切捨て）」欄の金額） 5万0400円  
上記金額は、前記ウからエを差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(2) 本件20年消費税更正処分について（別表8の「平成20年課税期間分」欄参照）

ア 消費税について

(ア) 課税標準額（「①課税標準額（1,000円未満切捨て）」欄の金額）  
324万9000円

上記金額は、別表9の「合計課税売上金額（税込み）」欄に記載の金額に、105分の100を乗じて算定した金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(イ) 消費税額（「②消費税額（①×4%）」欄の金額） 12万9960円  
上記金額は、前記(ア)の金額に消費税法29条の規定による税率100分の4を乗じて算定した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額（「③控除対象仕入税額」欄の金額） 0（零）円  
原告には消費税法30条1項の規定による課税仕入れに係る消費税額の控除は認められない。

(エ) 差引税額（「④差引税額（②-③）（100円未満切捨て）」欄の金額）  
12万9900円  
上記金額は、前記(イ)から前記(ウ)を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(オ) 納付税額（「⑤消費税の納付税額（④）」欄の金額） 12万9900円  
上記金額は、原告には中間納付税額はないため、上記(エ)と同額となる。

イ 地方消費税について

(ア) 課税標準額（「⑥地方消費税の課税標準となる消費税額」欄の金額） 12万9900円  
上記金額は、地方税法72条の82の規定により、上記ア(エ)と同額となる。

(イ) 譲渡割額 (「⑦譲渡割額 (⑥×25%) (100円未満切捨て)」欄の金額) 3万2400円

上記金額は、前記(ア)に地方税法72条の83の規定による税率100分の25を乗じた金額(ただし、地方税法20条の4の2の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ウ) 納付譲渡割額 (「⑧納付譲渡割額」欄の金額) 3万2400円

上記金額は、原告には中間納付譲渡割額はないため、上記(イ)と同額となる。

ウ 納付すべき消費税等の額 (「⑨消費税及び地方消費税の合計税額 (⑤+⑧)」欄の金額) 16万2300円

上記金額は、前記ア(オ)及び前記イ(ウ)の合計額である。

エ 既確定額 (「⑩既確定額」欄の金額) △19万0780円

上記金額は、原告の平成20年課税期間分の確定申告に基づき、既に還付された税額である。

オ 差引納付すべき税額 (「⑪消費税及び地方消費税の合計税額の差額 (⑨-⑩) (100円未満切捨て)」欄の金額) 35万3000円

上記金額は、前記ウからエを差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(3) 本件21年消費税更正処分について(別表8の「平成21年課税期間分」欄参照)

ア 消費税について

(ア) 課税標準額 (「①課税標準額 (1,000円未満切捨て)」欄の金額) 210万9000円

上記金額は、別表9の「合計課税売上金額(税込み)」欄に記載の金額に105分の100を乗じた金額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(イ) 消費税額 (「②消費税額 (①×4%)」欄の金額) 8万4360円

上記金額は、前記(ア)の金額に消費税法29条の規定による税率100分の4を乗じた金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (「③控除対象仕入税額」欄の金額) 0(零)円

原告には消費税法30条1項の規定による課税仕入れに係る消費税額の控除は認められない。

(エ) 差引税額 (「④差引税額 (②-③) (100円未満切捨て)」欄の金額) 8万4300円

上記金額は、前記(イ)から前記(ウ)を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(オ) 納付税額 (「⑤消費税の納付税額 (④)」欄の金額) 8万4300円

上記金額は、原告には中間納付税額はないので、上記(エ)と同額となる。

イ 地方消費税について

(ア) 課税標準額 (「⑥地方消費税の課税標準となる消費税額」欄の金額) 8万4300円

上記金額は、地方税法72条の82の規定により、上記ア(エ)と同額となる。

(イ) 譲渡割額 (「⑦譲渡割額 (⑥×25%) (100円未満切捨て)」欄の金額) 2万1000円

上記金額は、前記(ア)に地方税法72条の83の規定による税率100分の25を乗じた

金額（ただし、地方税法20条の4の2の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ウ) 納付譲渡割額（「⑧納付譲渡割額」欄の金額） 2万1000円

上記金額は、原告には中間納付譲渡割額はないため、上記(イ)と同額となる。

ウ 納付すべき消費税等の額（「⑨消費税及び地方消費税の合計税額（⑤+⑧）」欄の金額）

10万5300円

上記金額は、前記ア(オ)及び前記イ(ウ)の合計額である。

エ 既確定額（「⑩既確定額」欄の金額）

5万2500円

上記金額は、原告の平成21年課税期間分の確定申告に基づき、既に納付された額である。

オ 差引納付すべき税額（「⑪消費税及び地方消費税の合計税額の差額（⑨-⑩）（100円未満切捨て）」欄の金額）

5万2800円

上記金額は、前記ウからエを差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

## 6 本件各消費税更正処分の適法性

上記5のとおり、原告が納付すべき消費税等の額は、別表8の各課税期間分の「被告主張額」欄の「⑨消費税及び地方消費税の合計税額」欄に記載の各金額（上記5の(1)ウ、(2)ウ及び(3)ウに同じ。）であるところ、当該各金額は、本件各消費税更正処分の金額（同表の各課税期間分の「更正処分等」欄の「⑨消費税及び地方消費税の合計税額」欄に記載の金額）をいずれも上回る金額となるから、本件各消費税更正処分はいずれも適法である。

## 7 本件各賦課決定処分（消費税）の根拠

上記6のとおり、本件各消費税更正処分は適法であるところ、本件各消費税更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められないから、原告の消費税等に係る過少申告加算税の額は別表8の各「⑫過少申告加算税」欄の「被告主張額」欄に記載のとおりであり、その算定の根拠は、次のとおりである。

### (1) 本件19年賦課決定処分（消費税）

原告に課されるべき過少申告加算税の額は、本件19年消費税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額5万円（本件19年消費税更正処分による納付すべき税額12万1100円から、平成19年課税期間分の当初申告に係る納付すべき税額7万0800円を控除した金額5万0300円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じた金額5000円である。

### (2) 本件20年賦課決定処分（消費税）

原告に課されるべき過少申告加算税の額は、本件20年消費税更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額35万円（本件20年消費税更正処分による納付すべき税額16万1600円に、平成20年課税期間分の当初申告に係る還付税額19万0780円を加算した金額35万2380円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じた金額3万5000円である。

### (3) 平成21年課税期間

通則法 119 条 4 項の規定により、過少申告加算税は賦課されない。

8 本件各賦課決定処分（消費税）の適法性

被告が本訴において主張する原告に課されるべき消費税等に係る過少申告加算税の額は、上記 7 (1) 及び (2) のとおりであり、当該各金額は、本件各賦課決定処分（消費税）における過少申告加算税の額（別表 8 の各「⑫過少申告加算税」欄の「更正処分等」欄に記載の金額）と同額であるから、本件各賦課決定処分（消費税）はいずれも適法である。

以上

別表1 課税等の経緯（所得税）

（単位：円）

区分		確定申告	修正申告	青色申告承認取消処分	更正処分及び賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	
年分・項目										
平成18年分	年 月 日 等	平成19年3月15日			平成22年7月8日	平成22年9月1日	平成22年12月1日	平成23年12月28日	平成23年12月22日	
	総 所 得 金 額	13,096,514			13,096,514					
	内 訳	不動産所得の金額	△4,573,941			△4,573,941				
		給与所得の金額	17,670,455			17,670,455				
	所得控除の合計金額	31,499,174			15,891,790					
	内 訳	雑損控除の額	28,690,949			13,083,565	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
		その他の所得控除の額	2,808,225			2,808,225				
	納付すべき税額	△1,909,973			△1,909,973					
	翌年へ繰り越す雑損失の金額	15,593,835			0					
過少申告加算税の額										
平成19年分	年 月 日 等	平成20年3月17日		平成22年7月5日	平成22年7月8日	平成22年9月1日	平成22年12月1日	平成23年12月28日	平成23年12月22日	
	総 所 得 金 額	7,420,204			15,656,592					
	内 訳	不動産所得の金額	△5,245,515			2,990,873				
		給与所得の金額	12,665,719			12,665,719				
	本年分で差し引く繰越損失額	7,420,204			0					
	雑損失の繰越控除後の金額	0								
	所得控除の合計金額	3,050,910			3,371,110					
	内 訳	医療費控除の額	59,800			0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
		配偶者控除の額	0			380,000				
		扶養控除の額	380,000			380,000				
		その他の所得控除の額	2,611,110			2,611,110				
	納付すべき税額	△1,629,100			888,900					
	翌年へ繰り越す雑損失の金額	8,123,631			0					
過少申告加算税の額				351,500						
平成20年分	年 月 日 等	平成21年3月16日			平成22年7月8日	平成22年9月1日	平成22年12月1日	平成23年12月28日	平成23年12月22日	
	総 所 得 金 額	5,640,096			21,166,292		20,889,565			
	内 訳	不動産所得の金額	△13,200,072			2,326,124		2,049,397		
		給与所得の金額	18,840,168			18,840,168		18,840,168		
	本年分で差し引く繰越損失額	5,640,096			0		0			
	雑損失の繰越控除後の金額	0								
	所得控除の合計金額	3,312,474			4,072,474		4,072,474			
	内 訳	雑損控除の額	5,042,300			0	全部取消し	0	全部取消し	棄却
		医療費控除の額	240,890			240,890		240,890		
		配偶者控除の額	0			380,000		380,000		
		扶養控除の額	380,000			760,000		760,000		
		その他の所得控除の額	2,691,584			2,691,584		2,691,584		
	納付すべき税額	△3,411,000			693,600		602,600			
翌年へ繰り越す雑損失の金額	7,525,835			0		0				
過少申告加算税の額				590,000		576,500				
平成21年分	年 月 日 等	平成22年3月15日	平成22年3月31日		平成22年7月8日	平成22年9月1日	平成22年12月1日	平成23年12月28日	平成23年12月22日	
	総 所 得 金 額	12,914,214	5,419,826		22,118,984					
	内 訳	不動産所得の金額	△7,389,448	△7,358,001		1,815,322				
		給与所得の金額	20,303,662	20,303,662		20,303,662				
	本年分で差し引く繰越損失額	7,525,835	7,525,835		0					
	雑損失の繰越控除後の金額	5,388,379	5,419,826							
	所得控除の合計金額	3,550,866	3,560,865		3900,066					
	内 訳	医療費控除の額	559,970	559,970		519,170	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
		配偶者控除の額	0	0		380,000				
		扶養控除の額	380,000	380,000		380,000				
		その他の所得控除の額	2,620,896	2,620,896		2,620,896				
	納付すべき税額	△4,307,465	△4,305,915		92,300					
	翌年へ繰り越す雑損失の金額	0	0		0					
過少申告加算税の額				633,500						

注1 「不動産所得の金額」欄の△印を付した金額は、損失の金額である。

注2 「納付すべき金額」欄において△印を付した金額は、還付金の額に相当する税額である。

注3 平成21年分の「修正申告」欄の「総所得金額」欄に本来記載されるべき金額は、本年で差し引く繰越損失金額「7,525,835」を差し引く前の「12,945,661」である。

別表2 課税等の経緯（消費税等）

（単位：円）

区分		確定申告	更正処分及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
課税期間・項目							
平成 19年 課税 期間	年 月 日 等	平成20年3月28日	平成22年7月8日	平成22年9月1日	平成22年12月1日	平成22年12月28日	平成23年12月22日
	課 税 標 準 額	2,718,000	2,425,000	全部取消し	棄却	全部取消し	2,423,000
	仕入税額控除の額	51,937	0				0
	納付すべき消費税額	56,700	97,000				96,900
	納付すべき地方消費税額 （譲渡割額）	14,100	24,200				24,200
	過少申告加算税の額		5,000				5,000
年 月 日 等	平成21年3月30日	平成22年7月8日	平成22年9月1日				平成22年12月1日
平成 20年 課税 期間	課 税 標 準 額	2,474,000	3,234,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	仕入税額控除の額	251,584	0				
	納付すべき消費税額	△152,624	129,300				
	納付すべき地方消費税額 （譲渡割額）	△38,156	32,300				
	過少申告加算税の額		35,000				
	年 月 日 等	平成22年3月31日	平成22年7月8日				
平成 21年 課税 期間	課 税 標 準 額	1,989,000	1,865,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	仕入税額控除の額	37,532	0				
	納付すべき消費税額	42,000	74,600				
	納付すべき地方消費税額 （譲渡割額）	10,500	18,600				
	過少申告加算税の額						
	年 月 日 等	平成22年3月31日	平成22年7月8日				

注 「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄の△印を付した金額は、還付金の額に相当する税額である。

別表 3 から別表 5 まで、別表 7、別表 9、別表 1 1 備考及び別表 1 3 備考 省略

別表6 所得税の総所得金額及び納付すべき税額等

(単位：円)

順号	項目	年分	平成18年分		平成19年分	
			更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額
①	不動産所得の金額 (A - B)		△4,573,941	△4,573,941	2,990,873	6,428,102
	A 総収入金額			11,543,988		11,577,982
	B 必要経費の金額			16,117,929		5,149,880
②	給与所得金額 (A - B)		17,670,455	17,670,455	12,665,719	12,665,719
	A 収入金額		20,389,953	20,389,953	15,121,810	15,121,810
	B 給与所得控除額		2,719,498	2,719,498	2,456,091	2,456,091
③	雑所得の金額 (A - B)		-	-	0	0
	A 収入金額		-	-	9,846	9,846
	B 公的年金等控除額		-	-	9,846	9,846
④	総所得金額 (① + ② + ③)		13,096,514	13,096,514	15,656,592	19,093,821
⑤	所得金額から差し引かれる金額 (A + B + C + D + E + F + G + H)		15,891,790	2,808,225	3,371,110	3,371,110
	A 雑損控除の額		13,083,565	0	-	-
	B 医療費控除の額		12,949	12,949	0	0
	C 社会保険料控除の額		1,145,276	1,145,276	1,341,110	1,341,110
	D 小規模企業共済等掛金控除の額		840,000	840,000	840,000	840,000
	E 生命保険料控除の額		50,000	50,000	50,000	50,000
	F 配偶者控除の額		-	-	380,000	380,000
	G 扶養控除の額		380,000	380,000	380,000	380,000
	H 基礎控除の額		380,000	380,000	380,000	380,000
⑥	課税総所得金額 (④ - ⑤) (1,000円未満切捨て)		0	10,288,000	12,285,000	15,722,000
⑦	課税総所得金額に対する税額		0	1,856,400	2,518,050	3,652,260
⑧	定率減税額			125,000	-	-
⑨	源泉徴収税額		1,909,973	1,909,973	1,629,100	1,629,100
⑩	申告納税額 (⑧ - ⑨) (100円未満切捨て)		△1,909,973	△178,573	888,900	2,023,100
⑪	確定納税額 (還付金の額に相当する税額)		△1,909,973	△1,909,973	△1,629,100	△1,629,100
⑫	差引納付すべき税額 (⑩ - ⑪)		0	0	2,518,000	3,652,200
⑬	翌期へ繰り越す雑損失の金額		0	0	0	0
⑭	過少申告加算税の賦課決定額 (A + B)		-	-	351,500	351,500
	A 通常分					
	加算税の基礎となる税額		-	-	2,510,000	2,510,000
	加算税の割合		-	-	10%	10%
	加算税の額		-	-	251,000	251,000
	B 加重分					
	加算税の基礎となる税額		-	-	2,010,000	2,010,000
	加算税の割合		-	-	5%	5%
	加算税の額		-	-	100,500	100,500

(単位：円)

順号	項目	年分	平成20年分		平成21年分	
			更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額
①	不動産所得の金額 (A - B)		2,049,397	2,065,297	1,815,322	1,968,657
	A	総収入金額		11,055,911		8,405,805
	B	必要経費の金額		8,990,614		6,437,148
②	給与所得金額 (A - B)		18,840,168	18,840,168	20,303,662	20,303,662
	A	収入金額	21,621,230	21,621,230	23,161,750	23,161,750
	B	給与所得控除額	2,781,062	2,781,062	2,858,088	2,858,088
③	雑所得の金額 (A - B)		0	0	0	0
	A	収入金額	9,846	9,846	9,846	9,846
	B	公的年金等控除額	9,846	9,846	9,846	9,846
④	総所得金額 (① + ② + ③)		20,889,565	20,905,465	22,118,984	22,272,319
⑤	所得金額から差し引かれる金額 (A + B + C + D + E + F + G + H)		4,072,474	4,072,474	3,900,066	3,900,066
	A	雑損控除の額	0	0	-	-
	B	医療費控除の額	240,890	240,890	519,170	519,170
	C	社会保険料控除の額	1,421,584	1,421,584	1,350,896	1,350,896
	D	小規模企業共済等掛金控除の額	840,000	840,000	840,000	840,000
	E	生命保険料控除の額	50,000	50,000	50,000	50,000
	F	配偶者控除の額	380,000	380,000	380,000	380,000
	G	扶養控除の額	760,000	760,000	380,000	380,000
	H	基礎控除の額	380,000	380,000	380,000	380,000
⑥	課税総所得金額 (④ - ⑤) (1,000円未満切捨て)		16,817,000	16,832,000	18,218,000	18,372,000
⑦	課税総所得金額に対する税額		4,013,610	4,018,560	4,491,200	4,552,800
⑧	定率減税額		-	-	-	-
⑨	源泉徴収税額		3,411,000	3,411,000	4,398,815	4,398,815
⑩	申告納税額 (⑧ - ⑨) (100円未満切捨て)		602,600	607,500	92,300	153,900
⑪	確定納税額 (還付金の額に相当する税額)		△3,411,000	△3,411,000	△4,305,915	△4,305,915
⑫	差引納付すべき税額 (⑩ - ⑪)		4,013,600	4,018,500	4,398,200	4,459,800
⑬	翌期へ繰り越す雑損失の金額		0	0	0	0
⑭	過少申告加算税の賦課決定額 (A + B)		576,500	576,500	633,500	633,500
	A 通常分	加算税の基礎となる税額	4,010,000	4,010,000	4,390,000	4,390,000
		加算税の割合	10%	10%	10%	10%
		加算税の額	401,000	401,000	439,000	439,000
	B 加重分	加算税の基礎となる税額	3,510,000	3,510,000	3,890,000	3,890,000
		加算税の割合	5%	5%	5%	5%
加算税の額		175,500	175,500	194,500	194,500	

別表 8 消費税の課税標準額及び納付すべき税額等

(単位：円)

項目	課税期間分	平成19年課税期間分		平成20年課税期間分		平成21年課税期間分	
		更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額	更正処分等	被告主張額
消費税	① 課税標準額(1,000円未満切捨て)	2,423,000	2,427,000	3,234,000	3,249,000	1,865,000	2,109,000
	② 消費税額(①×4%)	96,920	97,080	129,360	129,960	74,600	84,360
	③ 控除対象仕入税額	0	0	0	0	0	0
	④ 差引税額(②-③) (100円未満切捨て)	96,900	97,000	129,300	129,900	74,600	84,300
	⑤ 消費税の納付税額(④)	96,900	97,000	129,300	129,900	74,600	84,300
地方消費税	⑥ 地方消費税の課税標準となる消費税額	96,900	97,000	129,300	129,900	74,600	84,300
	⑦ 譲渡割額(⑥×25%) (100円未満切捨て)	24,200	24,200	32,300	32,400	18,600	21,000
	⑧ 納付譲渡割額(⑦)	24,200	24,200	32,300	32,400	18,600	21,000
⑨ 消費税及び地方消費税の合計税額(⑤+⑧)	121,100	121,200	161,600	162,300	93,200	105,300	
⑩ 既 確 定 額	70,800	70,800	△190,780	△190,780	52,500	52,500	
⑪ 消費税及び地方消費税の合計税額の差額 (⑨-⑩)(100円未満切捨て)	50,300	50,400	352,300	353,000	40,700	52,800	
⑫ 過 少 申 告 加 算 税	加算税の基礎となる税額	50,000	50,000	350,000	350,000	—	—
	加算税の割合	10%	10%	10%	10%	—	—
	加算税の額	5,000	5,000	35,000	35,000	—	—

(注) 平成19年課税期間分の更正処分等の額は、裁決後の金額である。

別表 10 所得税の総所得金額及び納付すべき税額等

(単位：円)

順号	項目	年分	平成19年分	
			更正処分等	判決認定額
①	不動産所得の金額 (A - B)		2,990,873	6,423,602
	A 総収入金額			11,573,482
	B 必要経費の金額			5,149,880
②	給与所得金額 (A - B)		12,665,719	12,665,719
	A 収入金額		15,121,810	15,121,810
	B 給与所得控除額		2,456,091	2,456,091
③	雑所得の金額 (A - B)		0	0
	A 収入金額		9,846	9,846
	B 公的年金等控除額		9,846	9,846
④	総所得金額 (① + ② + ③)		15,656,592	19,089,321
⑤	所得金額から差し引かれる金額 (A + B + C + D + E + F + G + H)		3,371,110	3,371,110
	A 雑損控除の額		-	-
	B 医療費控除の額		0	0
	C 社会保険料控除の額		1,341,110	1,341,110
	D 小規模企業共済等掛金控除の額		840,000	840,000
	E 生命保険料控除の額		50,000	50,000
	F 配偶者控除の額		380,000	380,000
	G 扶養控除の額		380,000	380,000
	H 基礎控除の額		380,000	380,000
⑥	課税総所得金額 (④ - ⑤) (1,000円未満切捨て)		12,285,000	15,718,000
⑦	課税総所得金額に対する税額		2,518,050	3,650,940
⑧	定率減税額		-	-
⑨	源泉徴収税額		1,629,100	1,629,100
⑩	申告納税額 (⑧ - ⑨) (100円未満切捨て)		888,900	2,021,800
⑪	確定納税額 (還付金の額に相当する税額)		△1,629,100	△1,629,100
⑫	差引納付すべき税額 (⑩ - ⑪)		2,518,000	3,650,900
⑬	翌期へ繰り越す雑損失の金額		0	0
⑭	過少申告加算税の賦課決定額 (A + B)		351,500	351,500
	A 通常分	加算税の基礎となる税額	2,510,000	2,510,000
		加算税の割合	10%	10%
		加算税の額	251,000	251,000
	B 加重分	加算税の基礎となる税額	2,010,000	2,010,000
		加算税の割合	5%	5%
加算税の額		100,500	100,500	

別表 1 1 消費税の課税標準額及び納付すべき税額等

(単位：円)

項目	課税期間分	平成19年課税期間分	
		更正処分等	判決認定額
消費税	① 課税標準額(1,000円未満切捨て)	2,423,000	2,423,000
	② 消費税額(①×4%)	96,920	96,920
	③ 控除対象仕入税額	0	0
	④ 差引税額(②－③) (100円未満切捨て)	96,900	96,900
	⑤ 消費税の納付税額(④)	96,900	96,900
地方消費税	⑥ 地方消費税の課税標準となる消費税額	96,900	96,900
	⑦ 譲渡割額(⑥×25%) (100円未満切捨て)	24,200	24,200
	⑧ 納付譲渡割額(⑦)	24,200	24,200
⑨ 消費税及び地方消費税の合計税額(⑤＋⑧)	121,100	121,100	
⑩ 既 確 定 額	70,800	70,800	
⑪ 消費税及び地方消費税の合計税額の差額 (⑨－⑩)(100円未満切捨て)	50,300	50,300	
⑫ 過 少 申 告 加 算 税	加算税の基礎となる税額	50,000	50,000
	加算税の割合	10%	10%
	加算税の額	5,000	5,000

(注) 更正処分等の額は、裁決後の金額である。

別表 1 2 所得税の総所得金額及び納付すべき税額等

(単位：円)

順号	項目	年分	平成20年分		
			更正処分等	原告主張額	被告主張額
①	不動産所得の金額 (A - B)		2,049,397	2,053,147	2,065,297
	A 総収入金額			11,043,761	11,055,911
	B 必要経費の金額			8,990,614	8,990,614
②	給与所得金額 (A - B)		18,840,168	18,840,168	18,840,168
	A 収入金額		21,621,230	21,621,230	21,621,230
	B 給与所得控除額		2,781,062	2,781,062	2,781,062
③	雑所得の金額 (A - B)		0	0	0
	A 収入金額		9,846	9,846	9,846
	B 公的年金等控除額		9,846	9,846	9,846
④	総所得金額 (① + ② + ③)		20,889,565	20,893,315	20,905,465
⑤	所得金額から差し引かれる金 (A + B + C + D + E + F + G + H)		4,072,474	4,072,474	4,072,474
	A 雑損控除の額		0	-	0
	B 医療費控除の額		240,890	240,890	240,890
	C 社会保険料控除の額		1,421,584	1,421,584	1,421,584
	D 小規模企業共済等掛金控除の額		840,000	840,000	840,000
	E 生命保険料控除の額		50,000	50,000	50,000
	F 配偶者控除の額		380,000	380,000	380,000
	G 扶養控除の額		760,000	760,000	760,000
	H 基礎控除の額		380,000	380,000	380,000
⑥	課税総所得金額 (④ - ⑤) (1,000円未満切捨て)		16,817,000	16,820,000	16,832,000
⑦	課税総所得金額に対する税額		4,013,610	4,014,600	4,018,560
⑧	定率減税額		-	-	-
⑨	源泉徴収税額		3,411,000	3,411,000	3,411,000
⑩	申告納税額 (⑧ - ⑨) (100円未満切捨て)		602,600	603,600	607,500
⑪	確定納税額 (還付金の額に相当する税額)		△3,411,000	△3,411,000	△3,411,000
⑫	差引納付すべき税額 (⑩ - ⑪)		4,013,600	4,014,600	4,018,500
⑬	翌期へ繰り越す雑損失の金額		0	0	0
⑭	過少申告加算税の賦課決定額 (A + B)		576,500	576,500	576,500
	A 通常分				
	加算税の基礎となる税額		4,010,000	4,010,000	4,010,000
	加算税の割合		10%	10%	10%
	加算税の額		401,000	401,000	401,000
	B 加重分				
	加算税の基礎となる税額		3,510,000	3,510,000	3,510,000
	加算税の割合		5%	5%	5%
	加算税の額		175,500	175,500	175,500
(参考)	原告が主張する収入金額による場合に 不動産所得の収入金額から差し引かれる金額		丁 (原告主張額)	16,300円×3/4(原告の持分)=12,225円	
			J (原告主張額)	0円	
			被告主張額	22,500円+1,875円=24,375円	
			収入から差し引かれる金額	24,375円-12,225円=12,150円	

別表 13 消費税の課税標準額及び納付すべき税額等

(単位：円)

項目	課税期間分	平成20課税期間分		
		更正処分等	原告主張額	被告主張額
消費税	① 課税標準額(1,000円未満切捨て)	3,234,000	3,237,000	3,249,000
	② 消費税額(①×4%)	129,360	129,480	129,960
	③ 控除対象仕入税額	0	0	0
	④ 差引税額(②-③) (100円未満切捨て)	129,300	129,400	129,900
	⑤ 消費税の納付税額(④)	129,300	129,400	129,900
地方消費税	⑥ 地方消費税の課税標準となる消費税額	129,300	129,400	129,900
	⑦ 譲渡割額(⑥×25%) (100円未満切捨て)	32,300	32,300	32,400
	⑧ 納付譲渡割額(⑦)	32,300	32,300	32,400
⑨ 消費税及び地方消費税の合計税額(⑤+⑧)	161,600	161,700	162,300	
⑩ 既 確 定 額	△190,780	△190,780	△190,780	
⑪ 消費税及び地方消費税の合計税額の差額 (⑨-⑩)(100円未満切捨て)	352,300	352,400	353,000	
⑫ 過 少 申 告 加 算 税	加算税の基礎となる税額	350,000	350,000	350,000
	加算税の割合	10%	10%	10%
	加算税の額	35,000	35,000	35,000